

# 平成 2 0 年 第 3 回 御代田町 議会 定例会 議事 日程 ( 第 1 号 )

平成 2 0 年 9 月 5 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ  
議案上程
- 日程第 5 議案第 6 2 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 議案第 6 3 号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 6 5 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 6 号 ふるさとみよた寄付条例を制定する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 御代田町土地開発公社定款の変更について
- 日程第 1 2 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 0 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について
- 日程第 2 7 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 8 議案第 8 5 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 9 議案第 8 6 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
- 日程第 3 0 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 1 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 2 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

日程第 3 3 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案  
について

日程第 3 4 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 3 5 請願第 1 号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな  
制定について意見書の提出を求める請願

## 平成 2 0 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 0 年 9 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 0 年 9 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 0 年 9 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 8 分

### 第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 0 年 9 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 0 年 9 月 5 日	午後 4 時 0 8 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会議録署名議員	9番 朝倉謙一
	10番 中山美博

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原謙一
係 長	茂木康生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副 町 長	中山 悟
教 育 長	高山佐喜男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成 2 0 年 9 月 5 日 ( 金 )

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 ( 内堀千恵子君 ) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 2 0 年第 3 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- - - 諸般の報告 - - -

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

( 議会事務局長 荻原謙一君 登壇 )

○議会事務局長 ( 荻原謙一君 ) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 2 0 年 9 月 5 日

1 . 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 2 9 件、報告 1 件が提出されてい  
ます。

2 . 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3 . 本定例会に別紙配布した請願文書表のとおり、請願 1 件が提出され、受理し  
ました。

4 . 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5 . 本定例会における一般通告質問者は、中山美博議員他 5 名であります。

6 . 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの  
で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る8月29日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成20年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、請願、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、決算認定12件、条例案5件、予算案10件、専決1件、報告1件、その他議案1件の、計30件であります。

6月定例会以降提出された請願は1件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より9月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1の一番最後をご覧ください。

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	9 月 5 日	金曜日	午前 10 時	開会
				会期の決定
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 6 日	土曜日		議案の調査

第 3 日目	9 月 7 日	日曜日		議案の調査
第 4 日目	9 月 8 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	9 月 9 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	9 月 10 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	9 月 11 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	9 月 12 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	9 月 13 日	土曜日		休会
第 10 日目	9 月 14 日	日曜日		休会
第 11 日目	9 月 15 日	月曜日		休会
第 12 日目	9 月 16 日	火曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

#### 常任委員会開催日程

##### 総務福祉文教常任委員会

9 月 10 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
9 月 11 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

##### 町民建設経済常任委員会

9 月 10 日	水曜日	午前 10 時	議場
9 月 11 日	木曜日	午前 10 時	議場

#### 全員協議会開催日程

9 月 12 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
----------	-----	---------	------

以上で報告を終わります。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 16 日までの 12 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 9 月 16 日までの 12 日間と決しました。



○議長（内堀千恵子君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

9番 朝倉謙一議員

10番 中山美博議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） おはようございます。

議員の皆さまには、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、平成20年第3回御代田町議会定例会にご出席を賜り、議会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

今年で36回目となりました龍神まつりは、天候にも恵まれ、皆さまの全面的なご協力によりまして、無事終了することができました。昨年は、4万5,000人ということでしたが、今年は4万人ほどということで、少し少なめだったようです。佐久警察署と御代田町交番の全面的な支援もいただき、昨年に続いて警察官20名が警備にあたり、大きなトラブルや事故もなく終了できたということが、一番大事なことだったと感じております。

地元企業のご協力も大変ありがたいことでした。町内の事業所や商店などの皆さまには、協賛金などで多大なご協力をいただいておりますが、さらに今年からは、舞踊流しに法被をそろえて、社長を先頭に100名を超える参加をいただいたシチズンファインテックミヨタや、マイクロバスを貸していただきましたミネベア㈱など、こうしたさまざまな地元企業のご協力に感謝を申し上げます。

龍神まつりの翌日、7月27日には、夕方から暴風雨が発生し、約50分間に52ミリという、きわめて異常な豪雨を記録しました。被害の状況は、道路や河川などの関係で約1億円にもなり、農作物も大きな被害となってしまいました。また、町内1,730世帯が停電となりました。

被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げますとともに、町としても

一日も早い復旧を進めているところであります。

近年の災害は、複雑多様化傾向にあり、日本列島周辺は地震の活動期になったといわれています。とりわけ最近では、予測できない局地的な豪雨、ゲリラ雷雨が多発し、日本列島の各地に災害をもたらしています。

御代田町では、30日の防災訓練は雨のため中止となってしまいましたが、消防団を始めとして、地域住民の皆さまの日頃の防災に対する備えを基本として、人命尊重の立場に立った災害に強いまちづくり、被害を最小限に食い止める備えが求められています。

町民の皆さまの暮らしにとって、ガソリンなど原油価格の高騰や、日常生活に大きな影響となる食料品などの値上げは、きわめて深刻になっています。9月も値上げが更に加速し、食料品などにとどまらず、自動車や冷蔵庫などの耐久消費材にも波及しています。ガソリン価格が若干の引き下げとなりましたが、依然として高い水準を維持しています。こうした原油価格などの値上げの大本に、世界的規模で展開されているヘッジファンドや、大手投資銀行による5,000兆円を超すといわれる空前の規模の投機マネーの問題が指摘をされています。そのターゲットにされているのが、原油や穀物などの商品で、経済産業省の試算でも、原油の先物価格の4割が投機マネーによるもの、という結果を発表しています。こうした投機マネーによって、庶民は物価の値上げで苦しむ一方、業界では空前の利益を上げております。建設資材の値上げによる町の公共事業費への影響、景気の更なる後退、企業の業績悪化などが懸念され、肥料や農業資材の値上げによる農家経営への影響も、重いものとなっています。

政府に対しましては、物価の高騰に対応する、国民生活救済の緊急対策とともに、投機マネーに対する規制を含めた、適正な対応を強く求めるものであります。

次に、町の可燃ごみ処理について、報告いたします。

御代田町の可燃ごみにつきましては、現在、民間企業のイーステージに処理を委託しており、その内容としては、焼却はイーステージで行い、焼却灰についてはフジコーポレーションで埋め立てをしてきました。しかし、今年度に入って、イーステージから、諸事情によって、フジコーポレーションでの埋め立てができなくなった旨の報告を受けましたので、御代田町としては、町が管理している井戸沢最終処分場に焼却灰を搬入するという緊急措置をとりました。また、イーステージの今後

の経営状況によっては、処理費の値上げも心配されております。

こうしたことから、いまの時点での可燃ごみの処理について、御代田町として安定的で安価な処理方法はないのかを検討した結果、佐久市と軽井沢町で運営している佐久クリーンセンターでは、御代田町のごみ量を処理できるだけの余力があることが判明しました。そこで、組合長である三浦市長さんに、佐久クリーンセンターで御代田町の可燃ごみを処理していただける可能性がないかを打診したところ、市長さんからは検討していきたいという回答をいただきました。

町といたしましては、今後とも議員の皆さまとも相談しながら、慎重に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、小諸市・軽井沢町と約3年間にわたって進めてきました可燃ごみ処理施設の経過について、報告します。

御代田町では5月28日の3市町理事者会議の結果を受けて、6月13日の議会全員協議会で、3市町によるごみ焼却場の建設に向けた共同事業については断念する、という結果にいたった経過を報告し、町の判断について議会の了解をいただいたところであります。さらに、「断念」という新たな事態に対して、町として今後の可燃ごみ処理をどうするのかについて、役場庁内の検討委員会で協議して、町としての方向性を出しました。

御代田町のごみの現況につきましては、町民の皆さまのご協力のもと、年々減少を続けており、可燃ごみの年間1人当たりの排出量の比較では、長野県平均の36%という状況にあり、町全体の1日の平均の排出量は3.57トンにすぎない状況にあります。ごみの焼却施設は、用地の選定から用地の決定、環境アセスメントなどを得て、施設の建設・稼動までには、相当程度の期間、5年ないし10年程度が必要となります。昨今の長野県内の状況で、例えば上田広域などの取り組みを見ていても、地元の反対運動などがあって、用地の選定作業さえ進んでいない状況にあります。

町としては、どういう方向性が一番町民益になるかを基本としつつ、ごみの減量化が進んでいる現況と、ごみ焼却施設建設にあたっての建設コストやランニングコストなどを十分に考慮し、また、佐久地域での他の町村の動きなども含めて、総合的に判断したときに、町の大方針としては、佐久地域全体で1つの焼却場の建設が望ましい、という方針を決定し、そうした方向性を今度は促進していくという結論

に至りました。このことが実現すれば、可燃ごみ処理施設の建設コストやランニングコストなど、町の負担する経費が大きく節減できるとともに、長年御代田町として苦勞してきた可燃ごみ処理が将来にわたって安心して安定的に処理できることになります。

以上のような理由から、御代田町の大方針として、佐久地域で1つの焼却場という方向を選択しましたので、これまでの「浅麓3市町」とか「御代田町と小諸市」というような枠組みでの可燃ごみ処理施設の建設という考え方には立たないことを明確にし、7月24日の議会全員協議会に報告して、議会の承認をいただき、その内容を小諸市、軽井沢町との理事者会議に提案した結果、3市町での共同事業中の可燃・不燃ごみ処理施設の共同設置・運営という項目については、廃止することとなりました。

御代田町としての他の市町村との関係のあり方の基本的なスタンスとしては、この自治体とも有効的に協力し合える関係を構築することにあります。そもそも共同事業とは、それぞれの自治体が協力し合うことで経費の節減になり、それが結果として町民益につながるものでなければなりません。町民益につながらない事業については、参加できないのは当然のことで、こうしたものは共同事業にはなり得ません。町としては、今後も小諸市や軽井沢町との共同事業を可能な限り広げていきたいと考えています。

また、大方針として決定した佐久地域全体で1つの焼却場の建設が望ましいという方向性につきましては、町だけの判断でできるものではありませんので、佐久市の動向あるいは他の町村の動向を注視しながら、枠組みに入れるように、佐久地域の自治体と歩調を合わせていきたいと考えております。

さて、本定例会に提案をいたします案件は、専決処分事項の報告1件、条例案5件、土地開発公社の定款変更1件、平成19年度一般会計・特別会計決算認定12件、平成20年度一般会計・特別会計補正予算案10件、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件、合わせて30件の提案であります。

提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告であります。7月27日の豪雨に伴う土木農林災害の1億5,000万円の補正であります。

条例案については、新規制定条例についてご説明いたします。

ふるさと寄附条例ですが、20年4月に地方税法の改正により、自分の希望する地方公共団体に寄附することにより、寄附金額に応じて、申告により税額控除ができるようになりました。当町も条例を制定し、目的対象事業を定め、寄附金の受け入れ態勢を整備するものであります。

平成19年度一般会計決算の認定については、歳入総額、51億9,908万円余で、前年度比6.2%増加しました。歳出総額は48億3,862万円余で、前年度比10.6%増加しました。歳入・歳出差引額3億6,046万円余は、余剰金となりました。そのうちの2億円を、昨年に引き続き、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積立を行いました。残りの1億6,046万円余を後年度の財政運営資金として、平成20年度に繰越をしました。

一般会計決算の特徴的なことを申し上げますと、歳入における自主財源の住民税が、税源移譲や企業業績の回復により、50.4%増加して9億728万円になり、固定資産税も1.3%増加して11億6,132万円となりました。依存財源である地方交付税は、地方税の偏在是正による地方再生対策費の算定増などの影響で、14.4%増加して、12億6,230万円余になりました。19年度は自主財源が大幅に確保でき、最近の経済の停滞に比して、財政的には良好に推移したところであります。

歳出ですが、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が24億289万円余で49.5%を占めています。人件費については、定員管理、自立計画に基づき、減少をしています。扶助費については、児童手当支給額の拡充、福祉灯油の支給などにより、増大しております。公債費については、文化施設建設借入金などの償還金がピークを迎え、増加しました。御代田町においては、来年度より始まる中学校建て替え事業、まちづくり交付金による基盤整備事業などに備え、自主財源の確保に力を注いでまいりましたが、今後も国の制度改正や社会経済動向を見極めながら、それらの事業に対処していきたいと考えているところです。

特別会計におきましては、それぞれ11特別会計の設立趣旨に基づき、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計・特別会計ともに、黒字決算になり、今議会において財政健全化法に基づき、監査委員の審査に付し、良好な比率を報告できますことは、ひとえに議会の皆さまを始め町民皆さまの格別なるご理解、ご協力の賜であり、ここに改めて感謝とお礼を申し上げます。

次に、平成20年度補正予算であります。

まず、一般会計補正予算の概要ですが、歳入、歳出、それぞれ6,821万円を追加し、合計51億3,787万円とするものであります。

歳入の主な内容は、前年度繰越金の確定に伴い、6,045万円を計上しました。

歳出の主な内容は、個人住民税の年金からの特別徴収に伴う電算システム導入委託料、災害対策として非常用発電機設置を計上しました。

また、特別会計におきましても、前年度繰越金が確定したことによる組みかえが主な内容です。

以上が、本定例会に提案をいたします議案の概要であります。細部につきましては、各担当課長が説明しますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。平成20年第3回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 場内が大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

土屋和明保健福祉課長、怪我の為、自席で座ったままで発言、また答弁をいたすことを許可いたします。

これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第62号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第5 議案第62号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第62号 専決処分事項の報告について、ご報告を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専12号 専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分をする。

町長の説明にもございましたけれども、7月27日発生 of 豪雨災害の専決補正で

ございます。

平成20年度御代田町一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。  
予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1億618万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ50億6,966万5,000円とする。

(地方債の補正)第2条 地方債の追加は、第2表地方債補正によります。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金。補正額10万4,000円です。これにつきましては、農地災害復旧工事の自己負担金でございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額7,068万円です。この中身ですけれども、公共土木施設災害復旧負担金で6,103万円。農地農林施設災害復旧負担金で965万円でございます。

款21、町債。項1、町債。補正額3,540万円。内容ですけれども、公共土木施設等災害復旧事業債3,040万円。農地農林施設の災害復旧事業債500万円でございます。

これらを合計いたしまして、歳入合計で1億618万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして歳出です。

款8、土木費。項1、土木管理費。補正額で0ということでございますけれども、これにつきましては、国庫負担金の200万円と町債の100万円につきまして財源変更ということでございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。これにつきましては、補正額で3,359万1,000円でございます。補助で農地が2、農道が1、それから頭首工が2、単独で農地が10、農道が9、水路が12、頭首工が1でございます。

項2、公共土木施設災害復旧費。1億2,214万2,000円です。中身です

けれども、補助で河川が3、道路が2、単独で河川が13、道路が48、その他やまゆり公園等でございます。

款14、予備費。項1、予備費。予備費の補正前の額7,635万1,000円あるわけですが、この予備費を取り崩しました。そういうことで、予備費で4,954万9,000円を取り崩したということで、全体を調整をさせていただきまして、歳出の補正額で1億618万4,000円になります。

次のページをお願いいたします。

第2表地方債の補正。追加。

起債の目的、公共土木施設等災害復旧事業債。限度額、3,040万円。農地農林施設災害復旧事業債、500万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、4.0%以内。償還方法、借入先の融資条件による、というものでございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第62号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第6 議案第63号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を



○議長（内堀千恵子君） 日程第6 議案第63号 御代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の5ページをお出し願いたいと思います。

議案第63号 御代田町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職報酬審議会条例（昭和40年御代田町条例第3号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成20年9月5日提出

御代田町長

次ページをお願いします。

これにつきましては、本年6月、地方自治法の一部改正されたことに伴い、議員報酬に関する当町の条例として、御代田町特別職報酬審議会条例の一部を改正するものでございます。

御代田町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例（案）

御代田町特別職報酬審議会条例（昭和40年御代田町条例第3号）の一部を、次のように改正する。

第2条中、「報酬」を「議員報酬」に改める。報酬の前に議員という文字を入れるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 7 議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 7 議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） 議案書の 7 ページをお出し願います。

議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 6 年御代田町条例第 2 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 2 0 年 9 月 5 日

御代田町長

8 ページをお出し願います。

これにつきましても、本年 6 月の地方自治法の改正により、報酬の名称を「議員報酬」に改めるものでございます。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 6 年御代田町条例第 2 号）の一部を、次のように改正する。

題名を次のように改める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例。

第 1 条の前の見出しを「議員報酬」に改める。

第 1 条、第 2 条、第 3 条及び第 5 条第 3 項中、「報酬」を「議員報酬」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 8 議案第 6 5 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する

条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 8 議案第 6 5 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) 議案書の 9 ページをお出し願います。

議案第 6 5 号 御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例案について

御代田町議会政務調査費の交付に関する条例(平成 1 3 年御代田町条例第 2 号)  
の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 2 0 年 9 月 5 日

御代田町長

次ページをお願いします。

これについても地方自治法の改正によるものでございます。旧地方自治法第 1 0 0 条第 1 2 項、第 1 3 項で、地方公共団体は条例の定めるところによりまして「議会における会派または議員に、政務調査費を交付することができる」というものが載っております。また、1 3 項では「政務調査費にかかわる収入及び支出の報告を議長に提出する」となっております。今回、自治法の改正により、その条項が第 1 4 項、第 1 5 項に代わったものでございます。

御代田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)

御代田町議会政務調査費の交付に関する条例(平成 1 3 年御代田町条例第 2 号)  
の一部を、次のように改正する。

第 1 条中、「第 1 2 項及び第 1 3 項」を「第 1 4 項及び第 1 5 項」に改める。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 9 議案第 6 6 号 ふるさとみよた寄附条例を制定する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 9 議案第 6 6 号 ふるさとみよた寄附条例を制定する

条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 1 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 6 号 ふるさとみよた寄附条例を制定する条例案について

ふるさとみよた寄附条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 2 0 年 9 月 5 日提出

次のページをお願いいたします。

この条例案につきましても、町長のあいさつの中でもございましたけれども、平成 2 0 年 4 月 3 0 日に地方税法の改正が成立し、ふるさと納税制度が導入をされましたということで、今回条例の制定をお願いします。

ふるさと納税ということで、かつて住んでいたふるさと、それから親族が住んでいるふるさとに貢献をしたいと、あるいは何かの縁があってかかわった自治体を応援したいという住民の思いを実践するために、住所地以外の自治体に対する寄附金について、一定額までであれば、寄附者の金銭的負担がほとんどなく、寄附ができるようにした制度でございます。

条例の内容についてご説明をいたします。

ふるさとみよた寄附条例（案）

(目的) 第1条 この条例は御代田町の将来の発展及び御代田町が有する豊かな自然環境の継承を願う個人または団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、人と人との温かい心がふれあう地域づくりに資することを目的とする。

(対象事業) 第2条 前条の寄附金を財源として行う事業は、次に掲げるとおりとする。

ということで、(1)から(4)までにつきましては、第4次長期振興計画のそれぞれの内容、目的でございます。(5)といたしまして、前号に掲げるもののほか、町長が別に定める事業ということで、すべてのことがここで網羅ができるという内容になっております。

(寄附金の使途指定) 第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2、この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、諸般の事情を勘案して、町長が事業の指定を行うものとする。

ということで、こういう内容のものに使ってもらいたいということについて、指定ができるというものでございます。

(基金の指定) 第4条 第2条に規定する事業に要する経費に充てるため、本条例に基づく寄附金は、ふるさと創生基金に積み立てる。

ということで、寄附をいただいたものにつきまして、一般財源とすることもできるわけですが、ふるさと創生基金がございますので、いったんそのところに基金として積み立てまして、その後、その目的に基づいて事業を実施していきたいということでございます。

(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

ということで、詳細な様式等細かいものにつきましては、規則で定めるということでございます。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 10 議案第 67 号 御代田町保育料徴収条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 10 議案第 67 号 御代田町保育料徴収条例の一部を  
改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

(町民課長 小平嘉之君 登壇)

○町民課長(小平嘉之君) それでは議案書の 13 ページをお開きください。

議案第 67 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページをお願いします。

御代田町保育料徴収条例(昭和 54 年御代田町条例第 19 号)の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改める、ということでございます。

また、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

今回の改正部分についても、6 月定例会の改正時に一緒にお願ひできればよかったのですが、この時点においては、国より改定の通知がなかったため、今回の改正ということになりました。改定内容の理由につきましては、お手元にお配りしました資料番号 1 をご覧いただけますでしょうか。左のページに記載してあるものが改正前、右のページが改正後の基準表になっております。第 1 階層の定義の太枠の文中に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯が加わっております。さらに一番下の欄で、同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合でございますが、文中の「認定こども園」その以下の下線部分に「特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施

設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合」を加えてございます。また表中の児童の欄のやはり太枠の中で、改正前の、「最年長児」「次年長児」「上記以外の児童」の前に、「上記に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、」を加えた改正となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 1 議案第 6 8 号 御代田町土地開発公社定款の変更について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 1 議案第 6 8 号 御代田町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 1 6 ページをお願いいたします。

議案第 6 8 号 御代田町土地開発公社定款の変更について

公有地の拡大の推進に関する法律第 1 4 条第 2 項の規定により、御代田町土地開発公社定款の一部を改正する定款を、別紙のとおり提出する。

平成 2 0 年 9 月 5 日提出

1 7 ページをお願いいたします。

併せまして、資料番号 2 をお願いをしたいと思います。

御代田町土地開発公社定款の変更について

資料につきましては、左側が改正案、そして右側が現行ということでございます。

御代田町土地開発公社定款（昭和 4 8 年 2 月 2 7 日付長野県指令 4 7 地第 9 5 2 号認可）の一部を次のように変更する。

第7条第5項中、「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項」に改める。

この内容でございますけれども、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、「民法第59条」が削除され、当該規定が公有地の拡大の推進に関する法律で規定されているため、ということで、民法59条のところでは、監事の職務についてうたわれているわけですが、この部分が民法から削除されまして、公有地拡大の推進に関する法律の方に規定がされたという内容でございます。

続きまして第25条第2号中、「郵便貯金又は」を削る。

この内容でございますけれども、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正され、「郵便貯金」が削除されたためによるものでございます。

附則 この定款は、長野県知事の変更認可の日から施行する。ただし、第7条第5項の改正規定については、平成20年12月1日から施行する。

ということになっております。この平成20年12月1日からということですが、これにつきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日が平成20年12月1日からということになっておりますので、このような内容になっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



異議なしと認め、議案第 6 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 6 8 号 御代田町土地開発公社定款の変更については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第 1 2 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 1 2 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは議案書の 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 6 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をします。

決算書の 6 ページから 1 3 ページと、資料番号の 3 をお出しいただきたいと思えます。

説明につきましては、資料番号 3 によりご説明を申し上げたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

平成 1 9 年度一般会計決算状況。歳入。単位、千円単位とそれからパーセントでございます。

款 1、町税。項 1、町税。1 9 年度の決算額、ご説明するときに 1 9 年度の決算額と対前年比、それから主な増減の理由、このところでご説明をしていきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、項 1 の町税ですけれども、町民税です。9 億 7 2 8 万 4 , 0 0 0 円です。対前年比で 5 0 . 4 % の増でございます。まず、個人の町民税で 1 億 7 , 3 3 3 万 5 , 0 0 0 円。3 8 . 8 % の増。これにつきましては、税源移譲によりまして住民税が増えたというものでございます。

続きまして法人税 1 億 3 , 0 8 3 万 4 , 0 0 0 円。 8 3 . 5 % の増。法人につきましては、前年と比べまして企業の業績がよかったということで、増えました。

項 2、固定資産税。 1 9 年度の決算額で 1 1 億 6 , 1 3 2 万 6 , 0 0 0 円。 1 . 3 % の増です。新增築による家屋の評価の増によるものが主な理由でございます。

項 3、軽自動車税。 1 9 年度の決算額 3 , 0 2 4 万円。対前年比で 4 . 8 % の増です。台数の増加によるものでございます。

税につきましては、主なものについてご説明をいたしました。

続きまして、款 2、地方譲与税。項 1、所得譲与税。 1 9 年度決算額が 0 ということでございます。対前年比ですべて 0 ということです。これにつきましては、三位一体改革に伴う税源移譲の暫定措置の廃止による皆減ということで、一時的に国が所得税を集めまして所得譲与税という形で地方に配分をしてきたと。それで完全に税源移譲がなされたということで、この所得譲与税については皆減ということでございます。

続きまして款 3、利子割交付金。項 1、利子割交付金。 1 9 年度の決算額 7 2 1 万 7 , 0 0 0 円。対前年比 3 8 . 4 % の増です。これは預金利子の増加によるものでございます。

款 4、配当割交付金。項 1、配当割交付金。 5 5 1 万 2 , 0 0 0 円です。対前年比で 1 3 % の増、株式の配当の増加によるものでございます。

款 5、株式等譲渡所得割交付金。項 1、株式譲渡所得割交付金。 1 9 年度決算額 3 3 0 万 1 , 0 0 0 円。 1 2 . 1 % の減でございます。株式譲渡所得の減少によるものでございます。

款 6、地方消費税交付金。項 1、地方消費税交付金。 1 9 年度決算額 1 億 4 , 4 9 4 万 8 , 0 0 0 円。 0 . 4 % の増でございます。

款 7、ゴルフ場利用税交付金。項 1、ゴルフ場利用税交付金。 2 , 0 5 6 万 2 , 0 0 0 円。 3 . 1 % の減でございます。これはゴルフ場利用者の減少によるものでございます。

款 8、自動車取得税交付金。項 1、自動車取得税交付金。 3 , 4 4 7 万 4 , 0 0 0 円。 5 . 8 % の減です。自動車取得税の減によるものでございます。

款 9、地方特例交付金。項 1、地方特例交付金。 1 9 年度決算額 7 8 4 万円。こ

れにつきましては、児童手当分として、皆増になったものでございます。

項 2、特別交付金。19年度決算額 502万9,000円。対前年比 88.5%の減でございます。これにつきましては、減税補てん分の経過措置の廃止による減でございます。

款 10、地方交付税。項 1、地方交付税。19年度決算額 12億6,230万9,000円。対前年比で 14.4%の増でございます。普通交付税で 11億1,257万3,000円で、12.1%の増。これにつきましては、18年度の法人の基準財政収入額が減になったということが大きな理由でございます。特別交付税で 1億3,657万9,000円で 38.5%の増。これにつきましては、『がんばる地方応援プログラム』ということで、3,000万円の増になっているものが大きな増の理由になっております。

款 11、交通安全対策特別交付金。項 1、交通安全対策特別交付金。19年度決算額 216万6,000円。6.5%の減です。反則金の減少によるものでございます。

款 12、分担金及び負担金。項 1、負担金。19年度の決算額 2,501万1,000円。対前年比で 102.4%の増でございます。内容ですけれども、草越の畑地総合事業で 749万3,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

款 13、使用料及び手数料。項 1、使用料。19年度決算額 1億6,645万5,000円です。対前年比で 0.2%の減でございます。ほぼ前年度と同じでございます。

続きまして款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。19年度決算額で 1億9,649万6,000円。対前年比で 85.1%の増になっております。理由ですけれども、児童手当関係で 1,540万4,000円の増。障害者自立支援関係で 973万1,000円の増でございます。

続きまして項 3、委託金。19年度決算額で 1,646万7,000円。対前年比 192.3%の増。理由ですけれども、参議院選挙費の委託金で 939万7,000円がでございます。

続きまして款 15、県支出金。項 3で委託金。19年度決算額 4,455万7,000円。対前年比で 63.6%の増でございます。理由ですけれども、県民

税徴収事務委託金、これが2,112万7,000円の増ということになっておりまして、以前の計算では徴収額×7%という計算でやっていたということでございますけれども、これが1人当たり4,000円ということで、その徴収人員を掛けたということでこの委託金が増額になっております。

款16、財産収入。項1、財産運用収入。19年度決算額、2,034万8,000円。対前年比106.9%の増でございます。理由ですけれども、基金の積立利子の増でございます。

続きまして款17、寄附金。項1、寄附金。19年度決算額20万1,000円。対前年比1,910%の増ということで、寄附件数の増ということでございます。金額は小さなものでございます。

続きまして、款18、繰入金。項1、特別会計繰入金。19年度決算額248万6,000円。対前年比66.7%の減です。理由ですけれども、老人保健特別会計繰入金の減でございます。

続きまして款19、繰越金。項1、繰越金。19年度決算額2億2,337万3,000円。47.7%の減でございます。これにつきましては、繰越金につきまして、決算で3億円を積み立てたということで、繰越金が少なくなっております。

続きまして款20、諸収入でございます。項1、延滞金及び加算金。19年度決算額434万3,000円。対前年比51.8%の減でございます。理由ですけれども、延滞金の減によるものでございます。

項2、町預金利子。19年度決算額590万円。対前年比266.5%の増です。これは歳計現金の預金の利子の増でございます。

続きまして款21、町債。項1、町債。19年度決算額2億1,760万円。対前年比で9.0%の増でございます。これは災害復旧事業債の増によるものでございます。

歳入の合計ですけれども、51億9,908万9,000円で、対前年比で6.2%の増になっております。

○議長（内堀千恵子君） 内堀課長、提案理由の説明中ではありますが、この際、暫時休憩といたします。

（午前11時03分）

（休 憩）

(午前11時17分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

引き続き提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費。項1、議会費。19年度決算額7,222万2,000円。対前年比で1.7%の減でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。19年度決算額4億8,043万円です。対前年比3.8%の増です。理由ですけれども、電算委託料の増分で624万円があります。

続きまして項3、戸籍住民基本台帳費。19年度決算額5,145万7,000円。対前年比49.3%の増です。戸籍電算化委託料の増、1,519万8,000円の増によるものです。

項4、選挙費。19年度決算額1,546万5,000円。対前年比5.3%の増です。参議院議員選挙で941万7,000円の増。県知事選で790万5,000円の減でございます。

款2、民生費。項1、社会福祉費。19年度決算額5億7,818万4,000円。7.1%の減でございます。理由ですけれども、同和対策総務費で1,323万4,000円の減。隣保館運営経費で1,836万8,000円の減。繰出金で3,645万円の減でございます。

続きまして款4、衛生費。項2、清掃費。19年度決算額2億2,103万9,000円。対前年比16.2%の減でございます。理由ですけれども、塵芥収集処理経費で3,611万1,000円の減。浅籠環境施設組合の経費で1,383万6,000円の増になっております。

続きまして款6、農林水産業費。項1、農業費。19年度決算額5,569万4,000円。対前年比13.2%の減でございます。償還金で576万円の減、転換実践補助金で289万円の減でございます。

続きまして款7、商工費。項1、商工費。19年度決算額6,854万6,000

円。対前年比 9.8% の増です。理由ですけれども、中小企業資金保証料負担金 413万5,000 円の増でございます。

続きまして款 8、土木費。項 1、土木管理費。19 年度決算額 2,614 万 9,000 円。対前年比 13.2% の増。住宅新築資金の繰出金で 255 万 6,000 円の増でございます。

項 2、道路橋梁費。19 年度決算額 1 億 1,257 万 2,000 円。対前年比 16.3% の減でございます。町道の維持補修工事 2,152 万 1,000 円の減でございます。

項 4、都市計画費。19 年度決算額 9,925 万 8,000 円。対前年比 17.3% の減です。理由ですけれども、下水道への繰出金が 2,342 万 6,000 円。負担金の増等により減になっております。

次のページをお願いいたします。

款 9、消防費。項 1、消防費。19 年度決算額 2 億 7,381 万 6,000 円。対前年比 18.4% の増です。広域消防経費 2,531 万 9,000 円の増でございます。それから消防団の団員の退職報償金 1,153 万円の増でございます。

款 10、教育費。項 1、教育総務費。19 年度決算額 1 億 6,040 万 4,000 円。対前年比 44.0% の増です。中学校の改築等の関係経費で 4,259 万 7,000 円の増でございます。

続きまして款 11、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費。19 年度決算額 1 億 878 万 7,000 円。対前年比で 1,835.7% の増でございます。これは台風 9 号災害の復旧工事でございます。

項 2、公共土木施設災害復旧費。19 年度決算額 8,237 万 7,000 円。対前年比 830% の増でございます。これも同様でございます。

続きまして款 12、公債費。項 1、公債費。19 年度決算額 12 億 1,114 万 5,000 円。対前年比 22.5% の増でございます。借入金の元金の償還がピークを迎えたためでございます。

諸支出金、予備費等につきましては、補正をさせていただきまして、0 ということでございます。

19 年度の歳出の決算額ですけれども、48 億 3,862 万 9,000 円。対前年比で 10.6% の増になっております。

続きまして決算書の186ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。一般会計。単位、千円。

区分、1、歳入総額。51億9,908万9,000円。

2、歳出総額。48億3,862万9,000円。

3、歳入歳出差引額。3億6,046万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源。(2)繰越明許費繰越額。1,308万4,000円。これは災害によるものでございます。計も同じでございます。

5、実質収支額。3億4,737万6,000円です。

6、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金の繰入額ということで、2億円でございます。繰越から2億円を基金の繰入にいたしました。

続きまして決算に関する説明資料の2ページということで、370ページの次のページをお願いしたいと思います。

重複する部分もでございますので、普通会計の概要と歳入の状況の一部についてご説明をさせていただきます。

まず、普通会計ですけれども、一般会計、普通会計と申しますのは、一般会計+住宅新築資金等貸付事業会計+小沼地区財産管理会計、これを合わせまして、普通会計という呼び方をしております。

1、平成19年度の決算総額。歳入、52億1,561万5,000円。増減額で2億9,352万7,000円の増でございます。

歳入、48億5,457万8,000円。増減額で4億5,648万8,000円の増でございます。

繰越明許費、1,308万4,000円。実質収支で3億4,795万3,000円でございます。

それで、増減ということで1億7,604万5,000円の減ということでございます。

本年度は繰越明許費1,308万4,000円を含んでおり、前年度に比べ歳入で6.0%、歳出は10.4%、それぞれ増加をいたしました。主な要因といたしましては、歳入では個人・法人町民税の増収、歳出では台風9号災害による災害復旧工事の増によるものでございます。

2、歳入の状況。歳入を科目構成別に見ると、町税が44.3%、地方交付税が

24.2%、国庫支出金が4.3%、県支出金が4.2%、地方債が4.2%の順となり、地方交付税は1億5,926万9,000円あまりの増加、地方債も1,800万円余りの増加になりました。自主財源ですけれども、町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入ですけれども、これにつきましては、27億9,693万4,000円。53.7%と、前年度の57.5%に比べまして3.8ポイント減少しました。これは決算剰余金3億円を繰り越さず、財調へ積み立てたことによるということ、決算のときにそのまま繰り越しておきますと、繰越金のところに3億円が足されるわけですけれども、これは積み立てたということ、自主財源が減になったということでございます。

このため、依存財源、地方譲与税、利子割交付金、それから地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、国県支出金、地方債は24億1,868万1,000円で46.3%と、前年度の42.5%に比べまして3.8ポイント増加をしたということ、一番は先ほどの繰越金の部分のところが大きなウエイトを占めている、全体の構成比として占めていて、こういうような結果が出ているということでございます。

次に、歳入の一般財源は、44億2,685万6,000円で、前年比9,804万9,000円、2.3%増加し、経常的に収入とする一般財源も36億3,822万4,000円で、町税、地方交付税の増加により、前年比3億198万7,000円、9.1%増加になりました。ということで、他におきましては、町税と地方交付税とダブルで増になったということになっております。

これ以降につきましては、先ほどご説明した内容と重複する内容等もございますので、省略をさせていただきます、以上をもちまして一般会計の決算の認定につきましての説明にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 議席番号7番、市村千恵子です。



3点ほどお聞きしたいと思います。

いま再三企画財政課長の方からも説明がありましたけれども、その町税の大幅な伸びの理由、税源移譲というのも大きいんでしょうけれども、その他の理由といたしますか、大きな、大幅な伸びの理由というのと、今後のその動向はどのような状態なのか、お願いします。1点。

それから、ページ102ですけれども、塵芥処理費で3,600万円ほどの減という説明がありましたけれども、決算書の102ページです。そちらのちょっと数字が、3,700万円、こちらには減額というふうになっていますけれども、この大きな、主な理由と、どういった理由によるものなのか、で、今後どのような傾向があるのか、その点について。

それからページ73なんですけれども、民生費のところなんですけれども、19年度に実施しました福祉灯油購入支援費というものを原油高の中、生活が大変だということで高齢者の方を含めた障害者の方への支給を始めたわけですが、この実績と、20年度についてはどのように考えているのか、その3点をお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 清水税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それでは、ただいまの市村議員の方からの質疑であります、町税の大幅な伸びの理由と、今後の動向についてというような形のことについてお答えをいたします。

先ほど、決算状況等の中でも説明をさせていただいてありますけれども、19年度一般会計における町税の収入状況については、調定額で26億3,491万6,000円。これに対しまして、収入済額で23億830万5,000円というように、徴収率については87.6%でありました。前年度と比較しまして、調定額で3億3,479万7,000円。収入済額で3億2,675万8,000円の収入増という形になりました。徴収率の、現年度については、97.3%ということで、前年、18年度と同率でありましたけれども、滞納繰越分の方は11.8%ということで、18年度より2.6ポイント上回り、全体で見ますと1.5ポイントの増という結果でありました。

ご質問の大幅な伸びの主な内容ということですが、決算状況の増減理由のところにもございましたけれども、1つは個人町民税であります、税源移譲によ

り税率が6%になったこと、あるいは定率減税の廃止等によりまして前年比、収入額で見ますと、1億7,333万5,000円という形の増となっております。

それから、法人町民税についてですけれども、確定申告の法人税割に、こちら先ほどの説明にもしましたが、大手企業の法人の方で業績が伸びたということで、大幅な増加の申告がありました。そういった中で、収入額で1億3,083万4,000円の増額ということでありました。

それから固定資産税については、家屋の新增築等の増加ということで、課税標準額が伸びたことによりまして、収入済額で862万8,000円の増加というような形で、全体で大幅な伸びを示したところです。

軽自動車税、たばこ税等についても、わずかではありますが前年度よりは伸びていると、こういう結果でありました。

それから、今後の動向についてですけれども、現在の景気あるいは経済情勢等は、非常に下降気味というような傾向にあるわけですが、こんな中、非常に先行き不透明ということでもありますし、また、大幅な税制改正等は見込まれていないというような中で、20年度のこれから先の動向についてですけれども、個人町民税については、現状のままで推移できるのかなというところです。

それから法人町民税については、景気の動向等により変動は大きいわけですが、大手企業の方でもちょっと業績が下降気味というような現況もありますので、20年度最終的には若干減少するのかなというところでもあります。

固定資産税については、この6月の補正でもお示しましたとおり、償却資産で大幅な伸びがありました。

また、来年度、21年度は評価替えの年ということもありまして、来年度においては家屋の経年限定補正等がありますので、この20年度よりは10%程度減になっていくのかなと。またその翌年、22年度からは、家屋の新增築等も当然ありますので、3~4%程度の増加というような方向で行くのではないかというふうに見ているところです。

それから軽自動車税、現在、燃料費の高騰というような影響もありまして、結構軽自動車の方が伸びているのがあります。今年度においても、軽四輪の乗用等の増加が少し見込めるかなという状況にあります。

その他、たばこ税ですとか、ほかについては、ちょっと先のことはわかりません

けれども、若干減少するのかなあというような見通しでいるところです。

全体で見ますと、いま申し上げましたように、法人町民税の動向により、かなり不透明な部分、大きな変動に影響はありますし、現在、年度の半ばにきたところというところで、先の見通し、難しい部分もありますけれども、当然のことながら予算額の確保といいますが、それ以上の収納に向けた形の徴収努力をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 小平町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それではお答えいたします。

決算書の102ページですか、目1の塵芥処理費について、当初予算に対しまして、大幅な減になっているわけですが、当初予算額に対して決算額、最終的な決算額に対して、3,914万9,000円というような額が減っております。これについての内訳でございますが、ごみの収集運搬の委託と井戸沢最終処分場の作業委託ということの中で、入札差金で493万5,000円。それと一般廃棄物処理委託料のうち、その中で可燃ごみの処理費用でございますが、当初予算で見込んだ1,700トンに対して、大幅に今年度についても減量されたということで、その処理費用の減が2,100万円、それと当初予算で計上しておりました廃棄物処理施設共同事業経費690万円について、全額減にしたというような理由でございます。

それと、今後の動向ということでございますが、まずごみの全体量でございますが、過去の状況を見ますと、全体量についてはほぼ横ばいでございます。ただ、可燃ごみについては、年によって多少の変化はありますが、18、19年度については、減少しているような状況でございます。減少した代わりに、資源ごみが増加している、処理の形態が多少変わってきているというような状況かと判断しております。それにつきましては、今後もこの状況が続くと思われております。

処理費についてでございますが、冒頭で町長があいさつしたとおり、委託先によって費用については大きく変化しているということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 自席で着席のまま失礼をいたします。

19年度に実施した福祉灯油購入費支援費の実績と、今年度の見通しはというご質問でございます。決算書の73ページに実績額については233万5,000円ということで記載をさせていただいております。支給段階での支給対象世帯は526世帯でございましたけれども、中に重複する世帯がございまして、実質支給対象世帯は509世帯でありました。このうち、実際に申請がなされ、支給を受けたのが467世帯で、全体の91.7%の世帯がこの制度を利用したことになります。

それと今年度、20年度の実施についてでございますけれども、灯油価格の推移を注視し、必要性を見極めていくことが重要であろうと思います。冒頭の町長のあいさつにもございましたけれども、原油価格の状況は若干下落傾向も見られるものの、依然として高止まりの状況にあり、町としても実施する方向で検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

町長に1点だけお聞きをしてみたいと思います。

町長招集のあいさつの中で、自主財源、町民税、法人税の増により、19年度決算においては良好に推移をしている。これはまた町民、議会の皆様のご理解、ご支援の賜と感謝を申し上げますという招集のごあいさつがございました。

そこでお聞きをしたいと思います。

確かにこの決算を見させていただきますと、繰越金も積立金もきちんとで、確かに良好に推移をしているように見えるわけでございますけれども、町長が予算を立てて執行し、あるいは町長が公約を掲げ、きちんと行政をしてきたものというふうに考えるわけですが、どう見てもこの予算、決算を見ると、それが見えてこない。いままでの慣例どおりのものぐらいしかない。町長の政策がどこにどう生かされ、町長はこの決算をどのように評価をし、どのように反省をし、20年度予

算あるいは補正予算に今後どの方向で予算づけをしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 武井議員のご質問にお答えしたいと思います。

今年、今年度の、平成19年度の、私としての方向性という点で言えば、確かにご指摘のとおり、新しい事業としてはさほどまだこの段階では進んでおりません。この段階で進めましたのは、同和事業の廃止、それからごみの共同事業の中止といえますか、そういう課題が大部分であったとっておありまして、そういう点が主な事業であったと考えております。したがって、まだ前の行政の継続という点は、ご指摘のとおりだと思っております。

そういう中でも、御代田町が19年度決算では良好な状況で終わることができましたが、これは主にはいろいろな必要な事業がある中で、来年度からのやはり中学校の建て替え事業、それからまちづくり交付金という大きな事業を進めていくうえで、今年度についてはそれほど新しい事業を進めなかったという点もあるかと思えます。それで、この19年度の決算ということを見ますと、今後に向けていろいろな不安材料といえますか、当然、あります。例えば、この中にもありますけれども、電算の委託料などがありますけれども、これはいろいろな国の政策によって、新しい電算の導入、今回の中でも特別徴収の関係のまた新たな電算の委託料の増がありますけれども、こうした国の政策による新たな負担の増加というのは、やはり非常に大きいし、こうした電算関係の委託料というのは、またソフトが変わったりすれば、またそのたびにお金がかかっていくということで、本来、電算化によって職員を減らすということが可能になるわけですが、しかし、実際にはこうしたことが非常に難しいという状況がありますので、こうした状況というものが今後どのように影響するのかということがあります。

また、浅麓環境施設組合の運営につきましても、この19年度も増えていきますし、この間の補正予算でも2,000万円増えまして、またその翌年には2,000万円近くが増えていくということで、浅麓施設組合の処理が本格稼働する中で、予測できなかった経費の増大ということが進んでおありまして、これも御代田町にとって今後財政にどのように影響していくのかという問題があります。

また、いまの景気低迷という中で、中小企業に対する融資斡旋の関係ですけれども、これもいろいろな関係でやはり増えておりますので、こうしたものが今後どのような動向を示していくのかということも重要ですし、また、下水道についても、いよいよ本管工事は終わっていくわけですけれども、今後の維持補修がどのような形で進んでいくのかというような点は、今後慎重に進めていかなければならない問題といたしますが、注視していかなければ、予算編成にあたっては考えていかなければならないと。

また、やはり一番大きな問題となるのは、災害の問題になりまして、いまの異常気象のもとで今後その災害という問題にどのように対処していくのかということも私としては安定的な、行政としては健全財政の運営ということが一番の役割といたしますが、やるべき内容ではないかと思っています。ですから、何かそうしたことを無視して過大な事業をやるとかいうことは、やはりいまの時期には適切ではなく、中学校の建て替えについても、いまの建設資材などの値上げで、どこまでこの事業費が伸びるかとか、いろいろな予測できなかった経費の増がありますので、いずれにしても、健全財政をきちんと維持していくという点に十分考慮しながら、予算編成にあたっては進めていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） そこで町長、町長の考えが変わったのか、変わらないのか、お聞きをしたいと思います。

町長は議員の当時に、こういうふうに積立金、あるいは繰越金、増額5億円、あるいは3億円、あるいは残した、ただ残すっきりじゃないでしょ、違うところへ使ったらいかがですか、これはこの前の赤旗の写真にもありました。チラシにもありました。ね、これだけ残ったんだから、この急なときに住民の経済が不安定あるいは住民の生活が大変だから、それをそこに使ったらいかがでしょうというチラシが出ました。町長はそのときにも、私、総務課長のときにも、こういうものは残さないで、ひとつ有意義に使ったらいかがでしょうというふうに言われました。町長の公約の中には当然ながら、今度の条例改正で保育料の改正も出ています。保育料下げますよと、財源がないじゃないですよ。もう2億円も、あるいは全部で3億円も積み立ててあるわけですね。国保税下げます、それも積み立ててあるわけですね。じゃ、その町長のこの積立金、繰越金についてのお考え、それは確かに災害だ、

国の政策により健全財政、いろいろな趣旨が重なる、それは当然のことで、そのために積み立てなければならない。そういうふうに私は理解しているんです。だけど町長の議員当時は、そうじゃないでしょうというふうに町長が考えていたわけです。ですから、そのお考えにいまも変わりございませんか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきますが、予算ということであれば、本来は単年度ですから、集めた予算をきちんと町民に還元するといいますが、その事業を行うということが当然のことだと思っています。この間、積立といいますが、基金に積み立てている理由は、これまでも何度も申し上げますように、来年から始まる大型公共事業に不慮の事態ということも考えられますので、それに備えるということが必要だということから、その理由があつての積立でありまして、何も理由がないのに積み立てているということではありませんので、その点はきちんと説明させていただいておりますので。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） もう1点だけ。

確かに基金積立というのは不慮の事故あるいはいろいろなこれからの財政でくるとは当たり前のことで、その町長の考えがそういうふうにならない、変わった、そこだけもう1点。

それであと、財政課長にお聞きしたいわけですがけれども、今後繰上償還をする考えがあるかどうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 考えが変わったかどうかといいますが、議員の時代は自分で考えていろいろなことを政策提言させていただいておりますけれども、現在は役場という組織の中で、全体で協議をして、進めさせていただいております。その関係から、ただ私としては、余剰財源といいますが、基金の積立については、武井議員がおっしゃるように将来にわたって何かあつたときということではなくて、明確に来年度から始まる公共事業に対する対応ということでありまして、ただ単に将来に何かあるかわからないから貯めておくということではなくて、そこを明確にした基金の積立ですから、そこは私は違うと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 内堀課長。

( 企画財政課長 内堀豊彦君 登壇 )

○企画財政課長(内堀豊彦君) お答えいたします。

今後、繰上償還をする考え方があるかということでございますけれども、前々から申し上げておりますけれども、平成23年度に現行の状態に今後の事業等を、ちょっとまだ正確な数字が出ておりませんが、合わせますと約12億5,000万円から13億円近い、いわゆる償還が控えているということにつきましては、議会のたびにご説明申し上げます。ということで、実質公債比率、それから経常収支比率等のことを勘案いたしまして、この平成23年度になる前に、来年度、または次の年度に、ここにピークが来ないように、いわゆる平準化させていくために、繰上償還をしていきたいと考えております。以上です。

○議長(内堀千恵子君) 武井議員。

○3番(武井 武君) 3回になったわけですが、議長にお許しをいただいて、もう1回だけ。

ちょっとね、来年度、確かにまちづくり交付金事業あるいは中学校建て替え事業、当然のことなんです。それは長期振興計画にもあり、自立推進計画にもあります。それは財源推計もして、きちんと財源を確保して、やりましょうと、積立金をあてにして、財調もあてにして建てる中学校じゃないですよ、本当のところ、これ。だから、きちんと財源推計もして、これだけのお金がかかります、中学校それで建て替えには1億円積みましょうと。中学校建て替え基金も積んであるわけなんです。だから、もし、町長、あれですか、今年、これ余剰金が出なければ、来年は中学校建て替えは赤のまま建て替え事業をするつもりなんですか。

○議長(内堀千恵子君) 茂木町長。

○町長(茂木祐司君) お答えします。

中学校の建て替え事業につきましては、計画的に基金を積んできておりますので、それは計画どおり進んでおります。ただ、当初の計画、これは一般質問の中でも議論のあることですが、当初の計画よりもいろいろな計画変更などが必要になって、数億円の規模でその経費の増ということが見込まれますし、まちづくり交付金事業については私の判断で進めた事業であります、判断した事業ですので、これについては新しい事業ということになりますので、新たな対応が必要になるかなと、このように思っています。以上です。



○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩といたします。

午後は1時半より再開いたします。

（午前 11時57分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第13 議案第70号 平成19年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 議案第70号 平成19年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第70号 平成19年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の302ページ、303ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済み額のところでご説明をいたします。単位は円です。809万7,194円。内容ですけれども、ハートピアの収入が700万円、それから財政調整基金の利子が87万2,149円でございます。

項2、財産売り払い収入。4,133万7,000円。これはミネベアに財産区が所有しておりました一ノ沢土地、ミネベアの南側ですけれども、3,062平米

を売却いたしました。その金額でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。1 2 1 万 7 , 6 1 2 円。前年度の繰越金でございます。

歳入の合計で 5 , 0 6 5 万 1 , 8 0 6 円です。

3 0 4 ページ、3 0 5 ページをお願いいたします。歳出です。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額 4 , 9 7 3 万 9 , 2 5 3 円です。主なものですが、財産区の管理委託料で 4 0 0 万円。財産区有林の下刈りで 6 4 0 万円。それから財政調整基金の積立金で 3 , 7 2 0 万円でございます。

歳出合計で 4 , 9 7 3 万 9 , 2 5 3 円でございます。

決算書の 3 1 2 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 5 , 0 6 5 万 1 , 0 0 0 円。

2. 歳出総額 4 , 9 7 3 万 9 , 0 0 0 円。

3. 歳入歳出差引額 9 1 万 2 , 0 0 0 円。

5. 実質収支額 9 1 万 2 , 0 0 0 円。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 4 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 4 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の20ページをお願いいたします。

議案第71号 平成19年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算書の200、201ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額50万2,244円です。これは財政調整基金の利子でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。290万円。これは財政調整基金からの繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。30万6,291円。収入済額で30万6,291円。前年度からの繰越金でございます。

款4、諸収入。項2、雑収入。収入済額5万円です。財産区有地の一部の貸付による収入でございます。

歳入合計で375万8,535円でございます。

202ページ、203ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額319万447円。主な内訳ですけれども、林野管理委託料で183万9,000円。財政調整基金への積立金が20万円です。

歳出合計、支出済額319万447円でございます。

決算書の210ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 375万8,000円。

2. 歳出総額 319万円。

3. 歳入歳出差引額 56万8,000円。

5. 実質収支額 56万8,000円。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 5 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 5 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 2 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の 2 1 2 ページをお願いいたします。

説明申し上げます。歳入でございます。

款 1、国民健康保険税。項 1、国民健康保険税。収入済額 4 億 7 , 9 4 5 万 5 , 2 8 6 円。不納欠損額 9 2 2 万 3 , 0 7 5 円。収入未済額 1 億 1 , 3 3 9 万 6 , 9 4 0 円でございます。収納率で平成 1 8 年度は 8 0 . 2 % ございましたけれども、平成 1 9 年度は 7 9 . 6 % と、0 . 6 ポイントほど収納率が悪くなっております。それから不納欠損の 9 2 0 万円余につきましては、6 0 名分で、こちら 1 2 名ほど増えてございます。それから収入未済額が前年度末と比べまして 5 3 0 万円余増えているという状況でございます。

次に使用料及び手数料。項 1、手数料でございますけれども、3 5 万 4 , 6 0 0 円。これは督促手数料でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金。2 億 7 , 4 8 0 万 8 , 4 3 5 円。これは療養給付費と老人医療費拠出金、介護給付費分及び高額医療費分でございます。

項 2、国庫補助金。7 , 6 4 9 万 8 , 3 9 5 円。財政調整交付金のほか、後期高齢者医療制度創設準備にかかる交付金でございます。

款 4、県支出金。項 1、県負担金。3 7 4 万 7 4 円。高額医療共同事業負担金でございます。

項 2、県補助金。5,645万4,000円でございます。県の財政調整交付金、特別調整交付金でございます。

款 5、医療給付費交付金。項 1、医療給付費交付金でございます。1億6,918万4,012円。支払基金よりの退職者医療給付費交付金でございます。

款 6、共同事業交付金。項 1、共同事業交付金でございます。収入済額が1億3,936万8,867円。こちらにつきましては、1件80万円以上の高額医療費にかかる共同事業交付金及び30万円を超え80万円未満にかかる保健事業共同安定化事業交付金でございます。

款 7、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額28万4,109円。基金の利息でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。収入済額7,824万4,503円。一般会計からの繰入金でございます。

款 9、繰越金。項 1、繰越金。1億318万7,513円。前年度からの繰越金でございます。

款 10、諸収入。項 1、延滞金加算金及び過料ということで、収入済額151万5,990円。こちらにつきましては、延滞金でございます。

収入合計が収入済額で13億8,309万5,784円ということでございます。決算書の214、215ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。支出済額が1,324万2,279円。旅費、需用費、電算処理委託料等一般管理経費であります。

項 2、徴税費。支出済額324万2,208円。賦課徴収経費でございます。

項 3、運営協議会費。5万4,000円。委員報酬、旅費等でございます。

款 2、保険給付費。項 1、医療諸費。7億3,677万3,594円。給付費、療養費及び審査手数料等でございます。

項 2、高額療養費。6,676万6,428円。一般退職の高額療養費でございます。

項 3、出産育児一時金。支出済額が735万円。出産に際して支給するものでございますが、18年度は38件、19年度は21件と、17件の減でございます。

項 4、葬祭費。支出済額が156万円。こちら18年度が73件、19年度が78

件と、5件の増であります。

款3、老人保健拠出金。項1、老人保健拠出金。2億695万1,448円。老人保健医療費への拠出金であります。

款4、介護納付金。項1、介護納付金。8,783万7,297円。介護給付費の納付金でございます。

款5、共同事業拠出金。項1、共同事業拠出金でございます。支出済額が1億3,909万1,726円。高額医療費分と共同安定化事業分でございます。

款6、保健事業。項1、保健事業費。支出済額855万8,984円。保健衛生普及費、疾病予防費で、医療費通知の作成、それから人間ドックの補助金、それから臨時職員賃金等でございます。

款7、基金積立金。項1、基金積立金。支出済額2,000万円。今年度2,000万円を積み立てしたことによりまして、基金残高は6,657万円となりました。

款9、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。支出済額が1,075万9,107円。保険税の還付金及び療養給付費の療養給付費交付金の返還金でございます。

予備費についてはございませんでした。

歳出合計が13億218万7,071円ということになります。

決算書の234ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、13億8,309万5,000円。歳出総額、13億218万7,000円。歳入歳出差引額が8,090万8,000円でございます。実質収支額も8,090万8,000円となります。

こうなっておりますけれども、実質単年度収支においては、220万円ほどの赤字という形になってございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

国保会計について、ちょっと2点ほどお聞きします。

この国保会計、いま説明では、単年度収支でいけば220万円ほどの赤字だということではありますけれども、この国保会計、最初のところで見ると、収納率というのが0.6ポイント下がったということではありますが、この収納率の下がった原因というのをお聞きしたいのと、それから医療費が、ちょっとの間見てみると、15年度からは大体7,000万円から5,000万円ぐらいの医療費の伸びというものがありましたけれども、この18年から19年度の決算においては、3,600万円ほどの医療費の伸びだったかなというふうに思うんですが、これが大分、医療費が落ち着いてきたのか、それともその診療報酬とかの改定による影響なのか、その医療費の動向についてと、今後、国保会計としてはどういう状況なのか、19年度で、その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

国保税の徴収率の低下のことということでございますが、国保会計全体の状況で言いますと、先ほども申し上げましたように、単年度では、実質の単年度収支では220万円ほどの赤字決算という形ではございます。この決算の中には、本来この会計の中で処理すべき賦課徴収、それから国保事務に従事する職員の人件費、これは含まれてございません。この人件費が3名分で2,300万円余でございます。これは一般会計の中で賄われています。そのほかにも、各保険者が自身の会計の中で支出すべき出産給付費についても、その3分の2を一般会計から繰り入れているということで、大分一般会計に依存をしている状況はございます。この状況については、今年初めて始まったものではなくて、直近に税率改正を行いました17年の段階でも、こういった状況を踏まえて、税率決定がなされてきているということです。

それから、ご指摘のその滞納の問題でございますけれども、現状では19年度末の滞納額が19年度現年課税額の23%に相当する1億1,300万円余、23%ということは、概ね4分の1に近い額が滞納になっているということでございますが、滞納の状況については、私の知るところでは、直接徴収をしているわけではないんですけれども、資格証の審査だとか、そういったところでの状況を見る限りでは、大口滞納者が固定化しているという状況が見受けられます。審査の状況でも、

1年以上の滞納のある方には資格証を交付するという状況での判定を行い、窓口の相談の機会をできるだけ多くしようということではございますけれども、実質的には0.6ポイントの徴収率の減少だったということで、6月の議会でも申し述べましたけれども、納税は憲法に規定された国民の義務でございます。まじめに納税をいただいた圧倒的多くの被保険者とのバランスを失することのないよう、厳正に対処していくことが必要であろうかと思えます。

次に、医療費の動向でございますけれども、保険給付費で比較をしてみますと、平成17年度が7億2,200万円。18年度が7億7,500万円と、5,300万円ほどの伸びでございます。それから18年度から19年度で、19年度は8億1,200万円というようなことで、3千数百万円という伸びでございます。こういう形で、年々増加してきていますが、18年度から19年度の伸びは、いままでよりはちょっと減ったという状況が確かにございますけれども、国民健康保険税というのは、1年間を通しての話になってきまして、例えばインフルエンザが流行したりしますと、1回に5,000万円とかという金が飛び出すというような状況でございますけれども、こういった傾向から考えていきますと、20年度新たに後期高齢者医療制度が導入されましたけれども、まだこの影響がどういうふうになってくるかということは、判断が付きづらい状況でございますけれども、平成20年度でも8億8,200万円余を当初予算に計上して、国保会計における保険給付費は、引き続き増大をしていくのではないかとということで見込まれています。それに対応する施策として、予防給付的な状況、予防の関係に担当課としては力を入れているところでございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま収納率が下がった原因という、滞納の関係で、いま課長がおっしゃっているのは、大口滞納者の固定化というふうにはおっしゃられたわけですけど、でも、0.6ポイント上がった、前年に比べて上がったということは、また新たなその滞納、支払いできない人が増えているのではないかとこのところ、ちょっとまた違った要因というか、本当に生活の大変な状況の中での国保税の、依然として御代田町、7位、1番から7番目とかぐらいには下がってはきていますけれども、そうはいつでも、高い国保税ではあるので、そういった中での新たなやはり滞納者、滞納というか、生活が大変なために増えているのではないかとこのこと



もあるのではないかと思ったので、お聞きしたわけですが、そういうことはないということですか。

それから、先ほど、医療費が大分少なくなってきたというのは、何か1つ、伝染病なりでも、インフルエンザとか流行れば、ポンといくということですが、これだけ減ったということは、それなりにやはり保健福祉活動という効果も出ているのかなというところも、そういうところの効果というのは、なかなか目に見えない部分ですが、上がっているのではないかなというふうにも感じたんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） いまの苦しい中でという状況ですが、その辺の実際の徴収の話になりますと、私の担当の方ではないので、ちょっとお答えをしかねる状況がございますけれども、医療費が今年19年度においては伸び幅が小さかったということについて、確かに予防に力を入れてきていることはございますけれども、いま現在ですぐそれが、その成果であるというふうには言い難いと、たまたま全般的にそういうインフルエンザが流行したりしたという状況がなかったということではなかろうかというふうに判断はしてございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第16 議案第73号 平成19年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第16 議案第73号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の22ページをお願いいたします。

議案第73号 平成19年度御代田町老人健康医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の236ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。収入済額4億8,500万7,034円。医療費交付金及び審査手数料でございます。

それから、款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。収入済額が3億314万5,391円。現年、過年度分の医療費負担金であります。

それから款3、県支出金。項1、県負担金。収入済額7,440万6,978円。医療費の県負担分でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。7,238万3,000円。一般会計からの繰入金でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。収入済額53万1,495円。前年度繰越金であります。

歳入合計、9億3,547万3,898円ということでございます。

次の238、239ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額191万4,225円。需用費、役務費、委託料、臨時職員賃金等一般管理経費でございます。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。支出済額9億2,835万4,238円。これは医療給付費審査支払い手数料等でございます。

款3、諸支出金。項1、償還金。支出済額6万2,770円。過年度に受け入れました支払基金交付金の精算による返還金でございます。

繰出金につきましては、ございませんでした。

予備費から6万2,000円を償還金へ充当をさせていただいてございます。

歳出合計で9億3,033万1,233円という形になります。

決算書の248ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額が9億3,547万3,000円。歳出総額が9億3,033万1,000円。歳入歳出差引額が514

万2,000円。実質収支が514万2,000円となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第17 議案第74号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第17 議案第74号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第74号 平成19年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の314、315ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。収入済額1億5,807万4,596円。不納欠損額が68万1,900円。収入未済額が690万4,456円ということでございます。不納欠損につきましては、17名の方のものでございます。徴収率につきましては、18年度が89.67、19年度が85.56ということで、4.11ポイント悪化しているという状況でございます。滞納額でも150万円ほど増えているという形でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額72万8,900円。これは介護予防事業利用者負担金でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料。3万2,400円。これは督促手数料

でございます。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。収入済額 1 億 3,757 万 6,000 円。これは介護給付費国庫負担金で、施設分 15%、その他分で 20%の割合で負担されてきます。

項 2、国庫補助金。収入済額 5,517 万 2,675 円。調整交付金地域支援事業の介護予防事業等包括的任意事業の交付金でございます。

款 5、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金。収入済額 2 億 3,849 万 2,000 円でございます。介護給付費と地域支援事業の交付金であります。

款 6、県支出金。項 1、県負担金。収入済額 1 億 1,290 万 3,841 円。介護給付費の県負担分でございます。

それから項 3、県補助金でございますが、収入済額が 201 万 2,479 円。地域支援事業の県交付金でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金でございます。収入済額が 1 億 1,034 万 7,432 円であります。これは給付費の町負担分及び一般経費分繰入と地域支援事業の繰入金であります。

それから款 9、繰越金。項 1、繰越金。収入済額が 3,311 万 822 円。前年度繰越金でございます。

款 10、諸収入。項 1、延滞金でございますが、5 万 1,600 円。これは延滞金でございます。

項 2、サービス収入でございますが、248 万 5,500 円。これにつきましては、支援サービス計画費の収入でございます。

項 3、雑入でございますが、1,462 円ということで、これは給付費の戻入分で、年度を越えて戻入になってきたもので、受け入れ先が雑入ということになりました。

歳入合計が 8 億 5,098 万 9,707 円ということでございます。

次の 316、317 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務費。支出済額 1,483 万 2,934 円ということで、これは前年の繰越明許費 197 万 4,000 円を含んでおります。報酬、需用費等の一般管理経費、賦課徴収費、認定調査経費等でございます。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。7 億 6,661 万 8,506 円。介護、介護予防、高額介護等各種サービスの給付費でございます。

款 3、財政安定化基金拠出金。項 1、財政安定化基金拠出金。支出済額 85 万 7,020 円。この拠出金は、各市町村が拠出したしまして、資金不足の際に借り入れるための原資となるものであります。

款 4、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費。支出済額が 947 万 1,449 円。こちらにつきましては、特定高齢者、一般高齢者に対する介護予防にかかる経費で、委託料及び講師謝礼等でございます。

項 2、包括的支援事業任意事業費。支出済額は 454 万 1,537 円。こちらは地域包括支援センター運営費が主なものでございます。

款 6、諸支出金。項 1、諸支出金。支出済額 796 万 5,571 円。国庫補助金等の返還金でございます。

項 2、繰出金。248 万 5,500 円。一般会計へのサービス収入分を繰り出すものでございます。

款 7、公債費。項 1、公債費。支出済額 1,400 万円。借入金の返済でございます。

款 8、予備費。項 1、予備費。償還金へ 1 万 1,000 円の充当をしております。

歳出合計、8 億 2,077 万 2,517 円という形になります。

それでは 338 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、8 億 5,098 万 9,000 円。歳出総額、8 億 2,077 万 2,000 円。歳入歳出差引額が 3,021 万 7,000 円。実質収支額も 3,021 万 7,000 円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 18 議案第 75 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 18 議案第 75 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の 24 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 75 号 平成 19 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の 188 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入からご説明を申し上げます。

款 1、繰入金。項 1、一般会計繰入金。収入済額 700 万 1,000 円でございます。これにつきましては、公債費の不足分を一般会計から繰り入れる形で、借用しているものでございます。

次に款 2、繰越金。項 1、繰越金。収入済額 31 万 8,217 円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款 3、諸収入。項 1、貸付金元利収入。収入済額 1,216 万 6,474 円。これにつきましては、貸付金の元利収入でありまして、現年分 27 件、1,127 万 25 円と、過年度分 17 件、89 万 6,449 円でございます。収入未済額につきましては、1 億 78 万 7,271 円となっております。個別訪問等返済意識向上への取り組みを強化しているところではございます。

それから、延滞金及び加算金につきましては、ございませんでした。

次に款 4、県支出金。項 1、県補助金であります。28 万 3,000 円でございます。住宅新築資金等貸付助成事業ということで、償還事務に係わる経費の 4 分の 3 が県から補助されているというものでございます。

続きまして、歳出で 190 ページをお願いいたします。

款 1、土木費。項 1、住宅費。支出済額 39 万 7,975 円で、これは消耗品、

通信一般費、それから事務費、借り上げ等でございます。

次に款2、公債費。項1、公債費で1,936万928円でございます。これにつきましては、新築24件、改修5件、宅地が27件、計56件の償還金でございます。

続きまして198ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額、1,976万8,000円。歳出総額、1,975万8,000円。歳入歳出差引額、1万円。実質収支額、1万円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

住宅新築資金については、町長就任後、19年度においては、18年度の末にもうその一括返済とか、大口返済とかがあったり、19年度についても大きな返済が、大口の返済があったという中で、いまだに滞納と申しますか、残っているわけですが、いま27件とおっしゃられましたけど、滞納者数と滞納件数ですか、それと滞納額ですね、金額と件数についての増減、その後減っているのかについて、で、一般繰入からの総額についてお願いしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 笠井建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） いまの質問にお答えをしたいと思います。

平成19年度末現在での滞納額は、決算書にも出ておりますとおり、そこに収入未済額ということで出ております。1億836万7,110円。これが滞納額ということでございます。

内容にしましては、26名で39件となっております。前年度滞納額が1億80万円でしたので、6%ほど、金額的には滞納額が増えているということでございます。滞納者、件数については増えてはいきませんが、金額だけどうしても少しずつ増えるという現象にはなってきてございます。

したがいまして、なかなか努力はするんですが、良い結果につながらないという状況が続いているということでございます。

ちょっとこの状況をご説明いたしますと、県下市町村においてもやはり同様な問題を抱えておりまして、多額の不納欠損等最終的には強いられているという現状があるようでございます。その辺を受けて、19年度から県においても償還推進支援策の検討というものを始めてきております。そういった中で、情報・知識の共有化、また他町村との整合性を図り、町・県一丸となって、これ、対策を検討していかなければならないというふうには考えております。

それから、一般会計からの繰入総額についてということでございますが、昭和45年から一般会計の繰入が始まっておりまして、公債費にかかわる繰入金といたしましては、総額で19年度末でございますが、1億3,200万円ということになっております。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 県の方の支援策も、あれながらやるということ、推進していくということなんですけど、町長も、3月議会のときにも今後の解決というところでは、なかなかやはり個々の状況が大変な、貸し付けたときの状況というのもいろいろある中で、困難な状況もあるが、その中でも何年ぶりかに返済をしてくださっている方もいるということですので、引き続き、やはりこの償還、払っていただくということには、やっていくという、どのように考えていますかね。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） この問題については、この前のときにもご説明申し上げましたけれども、滞納者については私も一軒一軒、みんな回ってまいりました。この中でこの事業そのものの歴史的な経過ということから、ま、はっきり言いますと、この事業は非常に杜撰な内容であるという状況にあるということが、いっそうわかりました。それは、住宅新築資金として借りていながら、実際には家も建てていなければ土地も買ってないということで、その目的外に実際には使用されている例や、また、このお金は、返す必要がないということとその当時聞いたという、そういう証言などもあり、また、実際には保証人が2名記載されていますけれども、それぞれがお互いに保証人をし合うということから、保証人の役割を果たさないということ



など、この事業の歴史的な弱点といいますか、私から言えば非常に杜撰な内容ということが明らかになってきております。そうした中でも、まじめに月々5,000円でも返していきたいということで、それまで10年なりの間全く返済が滞っていた方が、そうした形で返済を開始、何人かの方が開始をしているという状況もあります。したがって、この問題については、粘り強く解決のために努力していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第19 議案第76号 平成19年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第19 議案第76号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の25ページをお願いいたします。

議案第76号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の268ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額7,294万5,512円でございます。徴収率は現年分98.05%で、対前年比0.92ポイントの増、それから過年度分が31.97%で18.72ポイントの増でございます。それから不納欠損額につきましては、145万6,181円で、徴収不能な不良債権等43件でございます。また、収入未済額につきましては、339万10円ござい

ますが、給水停止等をもって回収に努めてきているところでございます。

項2の手数料でございますが、86万8,900円で、給水工事及び閉開栓等に伴うものでございます。

次に款2、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額732万9,000円で、新規加入金等でございます。

それから次に、款3、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額106万6,167円。これは基金の利子でございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金で247万7,512円でございます。消火栓管理料としての一般会計からの繰入、それから小沼簡易水道から浅麓水道の受水分ということでございます。

次に款5の繰越金ですが、999万6,335円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額18万1,553円で、延滞金でございます。

項2の雑入につきましては、金抜き手数料といたしまして、9,600円でございます。

歳入合計、9,487万4,579円。対前年比0.67ということで、改修工事等終わってきているということで、事業費の減に伴うものでございます。

続きまして歳出、270ページをご覧ください。

款1、経営管理費。項1、総務費。支出済額、3,263万8,720円。浅麓水道からの受水費、それから消耗品等需用費でございます。

項2、施設管理費。支出済額680万7,049円。修繕料、検針委託、水質検査料等でございます。

次に款2、建設改良費。項1、建設改良事業費で421万500円でございます。これにつきましては、西軽井沢地区での配水管工事でございます。

次に款3、繰出金。項1、他会計繰出金。支出済額1,347万7,000円で、小沼簡水への共通経費案分による繰出でございます。

次に款4、諸支出金でございますが、2,800万円の基金積立を行ったものでございまして、現在基金残高は2億520万9,000円となっております。

予備費につきましては、経営管理費の方に210万円ほど充当をさせていただ

ております。

続きまして282ページ、お願いいたします。

実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額、9,487万4,000円。歳出総額、8,513万3,000円。  
歳入歳出差引額974万1,000円で、実質収支額974万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第20 議案第77号 平成19年度小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第20 議案第77号 平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第77号 平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の250ページをご覧くださいと思います。

歳入からご説明申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額、9,099万9,955円  
ございまして、徴収率は現年分96.48%、対前年度比で0.6ポイントの増、  
それから過年度分につきましては、44.86%で25.71ポイントの増ござ

います。不納欠損額につきましては、55万6,635円で、徴収不能な不良債権等35件ございます。収入未済額につきましては、719万6,908円でございますが、御代田簡水同様、給水停止等をもって回収に努めてきているところでございます。

それから項2の手数料でございますが、119万4,800円で、給水工事及び閉開栓等に伴うものでございます。

次に款2、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額、995万4,000円で、これは新規加入金でございます。

次に款3、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額、177万2,208円。これは基金の利子でございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金で1,533万3,400円であります。消火栓管理料としての一般会計からの繰り入れ、それから御代田簡易水道からの共通経費案分に伴うものでございます。

次に款5の繰越金ですが、498万2,519円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額44万1,337円で、延滞金と不法使用に伴う過料でございます。

項2の雑入につきましては、ございませんでした。

歳入合計、1億2,467万8,219円でございます。対前年度比は1.03ということで、ほぼ同額でございます。

続きまして歳出、252ページをご覧ください。

款1、経営管理費。項1、総務費。支出済額6,496万1,288円で、借入償還、人件費、それから一般事務費等でございます。

項2、施設管理費。支出済額1,513万4,610円で、修繕料、検針委託、水質検査料等でございます。

次に款2、建設改良費。項1、建設改良事業費で136万5,000円でございます。これにつきましては、寺沢地区での導水管工事等でございます。

次に款3、繰出金。項1、他会計繰出金。支出済額、141万6,712円で、御代田簡水への浅麓水道受水分でございます。

次に款4、諸支出金でございますが、2,860万円で基金積立を行ったもので

ございます。現在、基金残高は3億2,316万1,000円となっております。

それから予備費につきましては、経営管理費の方に300万円ほど充当させていただいております。

歳出合計、1億1,147万7,610円。対前年度比で0.96ということでございます。

続きまして、266ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額、1億2,467万8,000円。歳出総額、1億1,147万7,000円。歳入歳出差引額、1,320万1,000円で、実質収支額、1,320万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第21 議案第78号 平成19年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第21 議案第78号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の27ページをお開き願いたいと思います。

議案第78号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の284ページをご覧くださいと思います。

歳入からご説明をいたします。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額2億4,168万2,200

円でございます。1平方メートル当たり650円という受益者負担金でございます。徴収率は現年分で94.44%、2.49ポイントの増でございます。過年度分、11.27%で、4.29ポイントの減となっております。

次に款2、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額2億2,450万4,755円でございます。徴収率は現年分が96.94%、対前年比0.55ポイントの増、過年度分、19.4%で0.83ポイントの増でございます。不納欠損額につきましては、106万2,935円。上水同様、執行停止中の事項及び徴収不能な不良債権等68件でございます。また、収入未済額につきましては、1,930万680円でございますが、徴収対策の強化等を図り、回収に努めてきているところでございます。

項2の手数料でございますが、28万2,200円で督促手数料でございます。

次に款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。収入済額、8,000万円でございます。管渠工事に対する補助金でございます。補助率は2分の1ということでございます。

次に款4、繰入金。項1、他会計繰入金で6,604万円でございます。これは一般会計からの不足分を繰り入れているものでございます。

次に款5の繰越金ですが、714万5,377円で、前年度からの繰越金でございます。

次に款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額、82万4,386円で延滞金でございます。

項2の雑入につきましては、883万8,202円で、消費税の還付金が主でございます。あと、過年設計手数料も入っております。

次に款7、町債は、収入済額2億3,620万円で、建設事業に対する起債と、それから資本費平準化債の借入によるものでございます。

歳入合計、8億6,551万7,120円。対前年度比、0.81ということでございます。これも管渠工事がほぼ終息に向かってきているということの事業費減に伴うものです。

続きまして歳出で、286ページをご覧ください。

款1、土木費。項1、都市計画費。支出済額2億5,488万3,408円。処理場の運転管理、それから汚泥処理等の維持管理経費と、施設建設費、人件費、一

般事務費等でございます。

次に款2、公債費で3億7,392万7,817円でございます。これにつきましては、借入金に対する元利償還経費でございます。

それから予備費につきましては、土木費の方に26万円ほど充当させていただいております。

歳出合計、8億2,881万1,225円で、対前年比0.78でございます。

続きまして300ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、8億6,551万7,000円。歳出総額、8億2,881万1,000円。歳入歳出差引額、3,670万6,000円で、実質収支額3,670万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第79号 平成19年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第22 議案第79号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第79号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の340ページをご覧いただきたいと思います。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額、1,008万5,040円  
でございます。徴収率は100%となっております。

項2の手数料は、2,800円で、督促手数料でございます。

次に款2、繰入金。項1、他会計繰入金で、収入済額、2,031万1,000  
円でございます。一般会計から不足分を繰り入れているというものでございます。

次に款3の繰越金ですが、8万9,369円で、前年度からの繰越金でございま  
す。

次に款4、分担金及び負担金。項1、分担金。収入済額、19万3,877円  
でございます。維持工事に対する地元の分担金ということでございます。この割合  
は、工事費等の7%ということでございます。

次に款5、諸収入。項1、延滞金及び過料。収入済額、2,300円で、延滞金  
でございます。

歳入合計、3,068万4,386円。対前年比は0.94でございます。

続きまして歳出。342ページをご覧いただきたいと思います。

款1、農林水産業費。項1、農地費。支出済額、1,153万6,062円。処  
理場の運転管理、汚泥処理等の維持管理経費と一般事務経費でございます。

次に款2、公債費で、1,881万2,866円でございます。これにつきまし  
ては、借入金に対する元利償還金でございます。

歳出合計、3,034万8,928円。対前年比、0.93でございます。

続きまして352ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、3,068万4,000円。歳出総額、3,034万8,000円。  
歳入歳出差引額、33万6,000円で、実質収支額、33万6,000円  
でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）



質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の 2 9 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 8 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の 3 5 4 ページをご覧くださいと思います。

歳入からご説明申し上げます。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額、5 4 3 万 5 , 8 2 0 円でございまして、徴収率は 1 0 0 % となっております。

項 2 の手数料は 2 , 1 0 0 円で、督促手数料でございます。

次に款 3、繰入金。項 1、他会計繰入金で、収入済額、4 6 5 万 4 , 0 0 0 円でございまして、一般会計から不足分を繰り入れているものでございます。

次に款 4 の繰越金ですが、1 1 万 8 , 7 0 0 円で、前年度からの繰越金でございます。

次の諸収入につきましては、ございませんでした。

歳入合計、1 , 0 2 1 万 6 2 0 円。対前年度比、0 . 9 9 でございます。

続きまして歳出、3 5 6 ページでございます。

款 1、衛生費。項 1、清掃費。支出済額、4 9 8 万 9 , 4 6 9 円。1 0 5 基設置されております合併浄化槽の維持管理経費と一般事務費等でございます。

次に款 2、公債費で 5 0 1 万 6 , 5 0 8 円でございます。これにつきましては、借入金に対する元利償還経費でございます。

歳出合計、1,000万5,977円。対前年度比、0.98となっておりま  
す。

続きまして364ページをご覧いただきたいと思ひます。

実質収支に関する調書で、歳入総額、1,021万円。歳出総額、1,000万  
5,000円。歳入歳出差引額、20万5,000円で、実質収支額、20万  
5,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成19年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いての提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員の泉でございます。

監査委員を代表しまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より提出  
されました平成19年度御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算審  
査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元議案書の30ページから42ページの記載のとおりで  
ございます。

この決算審査意見書は、第1 審査の概要、第2 審査の結果、第3 決算の概  
況、第4 審査についての所見から構成されております。第3の決算概況についま  
しては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分の説明  
は省略させていただき、第1、第2、第4についてご報告させていただきますこと

をご了承ください。

第1の審査の概要であります。

まず、平成19年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。特別会計の詳細は、議案書42ページの別表に記載してございます。

これら審査対象について、第一次的には、事務局により、去る7月28日から8月1日までの間、予備審査を行っております。その後、8月4日、5日、6日、8日と8月11日に、私ども監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、

1. これら決算書類は法令に準拠して作成されているか
2. 決算書等の計数は正確であるか
3. 予算の執行は、議会の議決の趣旨に添って適正かつ効率的になされているか
4. 歳入歳出に関する事務は、法令に適合して、適正になされているか
5. 財産の管理は適正になされているか

等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を「試査」により照合するとともに、決算資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、併せて定期監査及び例月現金出納検査等の結果も考慮して、審査いたしました。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続きの結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。すなわち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿並びに証拠書類等と照合の結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告でございます。

次に、決算審査等を行いました過程で、私ども監査委員の全般的な所見を述べさせていただきます。

さて、現在の監査は、部分を見て全体を推測する「試査」を基本としております。我々監査委員は、書類のすべてを見るというわけにはいきませんので、一部を見て全体が正しいかどうか推測して、その結果を監査意見書等により見解を表明いたしております。監査委員は、例月現金出納検査、定期監査、決算審査等を行い、必要に応じ、地方自治法第199条第2項のいわゆる行政監査も、併せ行っております。これらについては、検査報告書、監査報告書、審査報告書等を提出しております。これら報告書は、基本的には短文式報告書と言われております。その内容は、何時・何処で・誰に・何を・どの様に検査・監査・審査を行い、その結果、「計数は正確であり、業務の執行状況等は適正または妥当であった」等結論を申し述べることになっております。

ご理解していただきたいのは、計数については関係帳票間で数値が一致しているという絶対的な正確度が求められます。これについては、近時のコンピュータ会計により、合計ミス・転記ミスなどは基本的には皆無になりました。しかし、業務の執行については、適正もしくは妥当であるとの報告を受けても、これは絶対的な適正もしくは妥当を保証するものではありません。

検査・監査・審査の過程で、いろいろな問題や不都合な事項が発見されても、その内容が一過性のものであったり、今後の留意で問題が解消されたり、更には改善努力を喚起することで済む問題であることが少なくありません。このため、内部講評等で問題点を指摘するものの、全体として見れば適正または妥当であるとして、報告書等そのものには、個々の問題点を記載しないのが原則です。もちろん、著しい問題があれば、その内容を指摘したり、不適正意見または限定意見を表明することもあり得ると思います。

したがって、適正もしくは妥当であるものの報告書を見ても、100点満点であったとは考えないことが肝要ではないのでしょうか。別の言い方をすれば、自分の仕事に「監査委員のお墨付き」をもらったとは考えることのないように、関係者には更なる日々の研鑽を求めるものであります。

ところで、平成19年度は、所定の検査・監査・審査において、法令順守と財産管理を重点項目として留意いたしました。いわゆるコンプライアンスが第2の所感

であります。町の業務の大部分は、当然のことながら、守るべきルールがあるわけです。ルールの中でも町の条例は、職員にとってもっとも至近なものである。基本的には、法令や条例を遵守しつつ、日常業務を遂行されております。検査・監査・審査の過程で、特に重大な指摘事項であると認められる法律違反・条例違反はありませんでした。

しかし、現行条例を前提とする監査委員の眼から見ますと、条例に反すると指摘せざるを得ないものも少なくありませんでした。その原因を分類しますと、条例がその後の組織変更に対応していなかった、あるいは県等の上級部門から条例の案をいただいて、そのまま採用したため、現実的でない部分がある。従来 of 慣行に従っており、条例違反には気がついていない。あと、日常の実務に影響があまりない、等々があるかと思えます。条例そのものの内容は、監査委員の職務の範囲内でございますが、適切な条例・規定の制定は関係職員の事務の執行に不可欠であります。この面から、条例で制度化されております法規法令審査委員会の充実した活動により、法令順守が可能な現実的な条例の制定を期待し、結果として、事務の適正かつ効率化へも寄与されますことを願うものであります。

3番目の所感は、財産管理についてであります。財産管理については定量的な管理と定性的な管理があります。定量的な管理は数量的な管理で、定性的な管理は品質面・機能面からの管理です。今年度は、財産管理のうち土地の管理状況について、重点的にヒアリングを行いました。

土地の定量的な管理の基礎としては、境界の確認が不可欠です。このことは、条例の中、財務規則176条にも「境界を確定する」・「境界確定書を作成する」・「境界標を設置する」ということが定められているところであります。特に土地の管理は、事故が発生した場合の責任範囲にも係わる問題でもあり、日常の管理責任者を明確にする必要があります。事故が起きた場合にどの部門の管理地で起きたか、その管理地の管理は適正に行われたかがポイントになるのではないのでしょうか。これにより、責任者はだれか、責任の度合いはどの程度になるかが決定されると思えます。

このためにも、定性的な管理である管理責任の範囲を明確にすることは、大切であると考えます。

情報化社会といわれて久しい今日でありますけれども、町の情報活用はいかがで

しょうか。これが第4の所感であります。

最近話題になる情報のセキュリティ管理の重要性もさることながら、情報の活用も大切なのではないのでしょうか。

監査の過程での一例を申し上げます。

学校では、児童・生徒の安全な通学を確保するべく、通学路を定め、この通学路を児童やPTAの皆さんに周知しているとのことであります。確かに、過去にあっては、児童が所定の通学路により登下校すれば、それで良かったのかもしれませんが。しかし、現在は交通安全が社会的な問題であり、このためには従前のように内部関係者への情報開示だけでなく、この例についていえば、児童やPTAの皆さまだけでなく、地域住民や周辺道路利用者などにも、ここは通学路ですよというような情報を、より多くの方々に周知することが大切ではないのでしょうか。情報管理者は過去にとらわれず、改めて足もとを見つめつつ、情報提供の目的は何か、目的の達成のためにはどの情報をどの範囲に知らしめるべきか等々を再検討し、生きた情報開示に努めていただきたいと思います。

以上、4点の所感を職員への講評で述べましたが、更に次の2点についても留意を喚起いたしました。

その1つは、先の夕張問題に端を発し、平成19年6月に公布されました財政健全化法です。平成19年度決算から4種の健全化判断比率を算定し、基準比率の関係から財政の健全度を判断することになりました。この健全性の度合いにより、起債制限その他の制約を、平成20年度から受けることになりました。当町では、これまでも財政収支は相対的に安定しておりました。また、幸か不幸か、町営病院等の公営事業がないことから、特段の大きな起債もなく、いずれの財政比率も健全化法の指標から見て、懸念する状況にはありません。

しかし、これまで多分に形式的に算定してきた財政比率についても、これからはより多くの職員がその推移について十分な関心を持っていただきたいと思います。なお、健全化法そのものは、技術的な法令であることもあり、ワンセンテンスのものすごい長文で、まさに一読難解の典型ですけれども、この健全化法の趣旨を理解することは、これからの地方公務員にとって不可欠ではないのでしょうか。その趣旨を理解することにより、町民へのわかりやすい情報提供にもつながるものだと思います。

2点目は、収支計算思考から複式簿記的思考への導入です。このことは、昨年の講評でもお話しして、意見書にも記載いたしました。その後、平成19年10月の総務省による「公会計の整備推進」についての通達があり、これにより町村も平成23年までには貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書等財務4表の情報開示を求められています。平成23年までには十分時間があるとみるか否かは別にしましても、これまでの収支計算思考から速やかな脱却が求められていることは、時代の趨勢であると思います。

これらの財務4表の整備作成のためには、複式簿記的思考に加え、さらに行政コスト計算書との関係から、原価計算等の管理会計思考の必要性が求められています。公会計の整備充実は、社会的要請であるとの認識を十分念頭に起きつつ、これからの日常業務に邁進されることを期待する旨、職員の皆さまに要望いたしました。特に財政健全化法と公会計の整備充実については、議会の皆さまのご協力が不可欠と考えますので、よろしく側面援助をいただきますようお願い申し上げ、平成19年度決算審査についての監査委員報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 3時05分）

（休 憩）

（午後 3時20分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第24 議案第81号 平成20年度御代田町一般会計補正

予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第24 議案第81号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の43ページをお願いいたします。

議案第 8 1 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 6 , 8 2 1 万 1 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 5 1 億 3 , 7 8 7 万 6 , 0 0 0 円といたします。

（債務負担行為の補正）第 2 条 債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入。主なものについてご説明を申し上げたいと思います。

まず款 1 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。補正額 1 0 7 万 4 , 0 0 0 円。検診料と衛生費の負担金でございます。

続きまして款 1 5、県支出金。項 3、委託金。補正額 4 0 0 万円。県からの徴税費の委託金 4 0 0 万円でございます。

款 1 7、寄附金。項 1、寄附金。6 5 万 5 , 0 0 0 円。先ほどご説明申し上げましたけれども、既にふるさと納税で寄附金が入ってきておりまして、6 5 万 5 , 0 0 0 円の補正でございます。

款 1 9、繰越金。項 1、繰越金。6 , 0 4 5 万 9 , 0 0 0 円。前年度分の繰越でございます。

歳入合計で 6 , 8 2 1 万 1 , 0 0 0 円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。補正額、1 , 6 2 5 万円です。主なもので電算の委託料、年金の特別徴収システムの導入ということで、これが 1 , 2 1 5 万 3 , 0 0 0 円でございます。

それから項 2、徴税費。補正額、1 , 0 0 4 万 5 , 0 0 0 円です。所得変動者還付金ということで、税源移譲に伴いまして、住民税に税源がきたわけですがけれども、



その過程での還付金ということで、これが1,002万4,000円でございます。

続きまして款2、民生費。項2、児童福祉費。補正額で414万1,000円です。これにつきましては、管外保育の委託料で369万9,000円が主なものでございます。

続きまして款8、土木費。項1、都市計画費。補正額で1,529万1,000円の減額でございます。下水道特別会計からの繰出金の減額が1,587万円ということで、使用料等の負担金等の増によるものでございます。

款9、消防費。項1、消防費。補正額で1,050万円です。これにつきましては、非常用の発電機の設置工事費でございます。

続きまして款14、予備費。項1、予備費。予備費3,633万6,000円で調整をさせていただきます。歳出合計で6,821万1,000円でございます。

次の5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

追加 事項、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。期間、平成20年度から21年度。限度額 1,700万円です。

現在、雪窓湖の堤体工事、堤工事を行っております。この工事でございます、これの堤体工事、護岸工事を行うということで、今回理由といたしまして、温水溜池のために、田用水の不要な時期、10月から5月に工事をしたいということで、債務負担行為限度額で1,700万円を今回お願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第25 議案第82号 平成20年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第25 議案第82号 平成20年度御代田町御代田財産

区特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の44ページをお願いいたします。

議案第82号 平成20年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,201万4,000円とする。

平成20年8月19日同意 御代田財産区管理会会長 尾台昭雄

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。補正額で90万円の基金繰入金の減額でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。補正額で91万1,000円の補正でございます。

歳入合計で補正額1万1,000円でございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

歳出。

款2、予備費。項1、予備費。補正額で1万1,000円でございます。予備費で調整をさせていただきます、歳出合計が1万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 6 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 4 5 ページをお願いいたします。

議案第 8 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 1 6 万 7 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 3 5 1 万 3 , 0 0 0 円とする。

平成 2 0 年 8 月 1 9 日同意 小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。補正額 4 0 万円の減額でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。補正額 5 6 万 7 , 0 0 0 円の増額でございます。

歳入合計で 1 6 万 7 , 0 0 0 円でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。

歳出。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。補正額 8 万 1 , 0 0 0 円でございます。これにつきましては、立木の伐採等の委託料でございます。

款 2、予備費。項 1、予備費。予備費 8 万 6 , 0 0 0 円で調整をさせていただきます。歳出合計で 1 6 万 7 , 0 0 0 円の補正でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 7 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 7 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 4 6 ページをお願いいたします。

議案第 8 4 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、主に前年度繰越金の確定に伴う増額補正であります。予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 6 , 5 9 2 万 8 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 4 億 6 , 2 5 4 万 2 , 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入であります。款 1 1、繰越金。項 1、繰越金。既定額に 6 , 5 0 9 万 8 , 0 0 0 円を増額するものであります。

款 1 2、諸収入。項 4、雑入。既定額に 2 万円を増額するものであります。

歳入合計、6,592万8,000円増額するものであります。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定でございます。

それから諸収入の雑入は、前期高齢者自己負担の凍結分の一部負担金でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に1,000円の増額をお願いするものであります。これは国保連負担金額の額確定による不足分の増額でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。既定額に41万1,000円の増額をお願いするものであります。診療報酬審査支払い手数料の精算見込みが増大したことに伴い、増額をお願いするものであります。

款3、後期高齢者支援金等。項1、後期高齢者支援金等。既定額に141万円の増額をお願いするものであります。支援金額確定による増額補正でございます。

それから款4、前期高齢者納付金等。項1、前期高齢者納付金等でございますが、これは財源変更でございます。

それから款8、保健事業。項1、特定健康診査等事業費でございます。既定額に5万1,000円の増額をお願いするものでございます。保健指導該当者が見込みより多く、食改善指導のために非常勤の栄養士のための賃金を計上したものであります。

款9の基金積立金でございますが、項1、基金積立金。既定額に4,000万円の増額でございます。繰越金確定に伴い、支払準備基金積立金として計上いたしました。

款11、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。既定額に206万3,000円を増額するものでございます。これにつきましては、遡及指定資格喪失をした被保険者が見込みより多く、不足見込額を増額補正するものと、前年実績の確定に伴う国庫返還金等でございます。

款12、予備費。項1、予備費。こちらで2,199万2,000円で調整をさせていただきまして、歳出合計額、6,592万8,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 28 議案第 85 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 28 議案第 85 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 47 ページをお願いいたします。

議案第 85 号 平成 20 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成 19 年度支払基金交付金給付費国庫負担金等、額の確定に伴う追加交付返還金、保険料、過年度所得構成による過年度還付金及び保険料本算定に伴う特別徴収・普通徴収の増減及び繰越金の確定により、補正を行うものでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 20 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 3,550 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 3,714 万円とするものであります。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款 1、保険料。項 1、介護保険料。既定額に 289 万

2,000円の増額でございます。保険料の本算定の結果によります。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額に239万9,000円の増額でございます。19年度分確定による追加交付分であります。

款9、繰越金。項1、繰越金。既定額に3,021万6,000円の増額補正でございます。前年度繰越金でございます。

歳入合計が、補正額3,550万7,000円となります。

次の3ページをお願いいたします。

歳出であります。款6、諸支出金。項1、諸支出金でございます。既定額に270万4,000円の増額でございます。先ほども申し上げましたが、国庫負担金、支払基金交付金等の確定に伴う返還金の計上でございます。

款8、予備費。項1、予備費。3,280万3,000円を計上いたしまして、調整をさせていただきました。

歳出合計、補正額で3,550万7,000円となります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第29 議案第86号 平成20年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第29 議案第86号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第86号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案につ

いて、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、制度の一部変更がございまして、被保険者の希望により、保険料の普通徴収への選択枠が広がったこと、それから所得に応じて保険料の軽減措置が決定したことに伴う減額補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ805万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,530万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございますけれども、款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。既定額から805万6,000円を減額するものであります。これは本算定による減額であります。

歳入合計が805万6,000円の減額となります。

次の3ページをお願いいたします。

歳出であります。款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、後期高齢者医療広域連合納付金。既定額から805万6,000円を減額いたします。これは保険料の減額分を減ずるものであります。

歳出合計で補正額が805万6,000円の減ということになります。

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。



○議長（内堀千恵子君） 日程第30 議案第87号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の49ページをお開き願いたいと思います。

議案第87号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧くださいと思います。

平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億1,673万円とする。

2ページをお願いいたします。

歳入についてでございますが、繰越金でございます。これは19年度繰越金の確定により、974万円増額をお願いするものでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、経営管理費。項2、施設管理費。既定額に33万7,000円増額をお願いするものでございます。これは現在、検定期間満了に伴う水道メーターの交換という作業をしてございます。その中で、大分だめになってきているものが多いという中で、まずメーターの在庫に不足が生じてくるということで、メーターの購入ということをお願いしたいということでございます。

それから諸支出金。項1、基金費でございますが、基金へ450万円積立を行うというものでございます。

それから予備費といたしまして、490万3,000円増額をお願いするというものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 1 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 3 1 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書の 5 0 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 8 8 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 1, 3 1 9 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 億 1, 9 8 1 万 4, 0 0 0 円とする。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、繰越金でございます。これにつきましても、1 9 年度繰越金の確定により、1, 3 1 9 万 9, 0 0 0 円増額をさせていただくということでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 1、経営管理費。項 1、総務費。既定額に 9 万円の増額をお願いするものでございます。これは人件費の人事異動による手当等の調整でございます。

それから、施設管理費でございます。既定額に36万9,000円増額をお願いするものでございます。これも御代田簡水、先ほどの御代田簡水同様、メーター器の在庫の補充ということでお願いをするものでございます。

それから款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。既定額に50万円の増額をお願いするものでございます。

これにつきましては、浅間サンラインの寺沢橋の下に沢が流れているわけですが、この橋よりちょっと上流の部分で、古くなった水道の不用の建物がございまして、大分朽ちておりまして、こここのところの台風等で大分傷みが激しいということでございまして、それを危険だということで、解体をお願いをしたいということの予算でございます。

それから款4、諸支出金。項1、基金費でございます。これは1,200万円、基金の積立を行うというものでございます。

それから予備費につきましては、24万円、追加をお願いしたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第32 議案第89号 平成20年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第32 議案第89号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

ます。

議案第 89 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 20 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 83 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 6 億 9,080 万 4,000 円とする。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 4 の繰入金でございますが、繰越金の確定により、一般会計からの繰入を減額するというものでございます。

それから款 5、繰越金でございますが、やはりこれも繰越金の確定により、1,670 万 5,000 円の増額をお願いするというものでございます。

それから 3 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 1、土木費。項 1、都市計画費。既定額に 83 万 5,000 円をお願いするものでございますが、これにつきましては人事管理経費でございます、人事異動等による手当等の調整ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 33 議案第 90 号 平成 20 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 33 議案第 90 号 平成 20 年度御代田町農業集落排

水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書の52ページをお開きいただきたいと思います。

議案第90号 平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ6,425万円とする。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。款2、繰入金。項1、他会計繰入金。今回補正の財源として不足する額19万9,000円につきまして、一般会計から繰り入れをするということでございます。

それから款3、繰越金でございます。これは前年度の繰越金の確定によるもので、33万4,000円増額をさせていただくものでございます。

款4、分担金及び負担金。項1、分担金。8万7,000円でございますが、歳出の方でこれからご説明申し上げます維持管理業務の事業の地元分担金ということで、事業費の7%分でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、農林水産業費。項1、農地費。既定額に62万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、最近、処理場の流入部に設置をしてございますシサ脱水器、これが故障をいたしました。そんな関係で、大分粗い物も入ってしまったということで、今度自動粗目スクリーンの方がオーバーホールをしないと機能を果たさなくなってきたという、必要性が生じてきたということで、その増額補正をお願いするというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案の上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

- - - 日程第34 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第34 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の53ページをお願いいたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

平成19年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を、次のとおり報告をいたします。

ということで、記以下でございますけれども、実質赤字比率それから連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、それから将来負担比率と、4つのいわゆる比率がございます。それで、備考のところをご覧いただきたいわけですが、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質収支比率または将来負担比率が算定されない場合は、黒字のために、いわゆるマイナス、「-」（括弧の中のマイナ

ス) 数値なしということになります。

それから、括弧内ですけれども、括弧内につきましては、財政健全化基準ということで、これを超えますと、財政健全化計画の策定が求められます。

それからその下ですけれども、公営企業会計に係わる資金不足比率ということでございまして、これにつきましても公営企業に係わる資金不足がない場合及び資金不足比率が算定されない場合は、資金不足が生じないため、マイナスということで、数値がないということになります。

2番ですけれども、当該地方公共団体の経営健全化基準を括弧内に記載ということで、これを超えますと、経営健全化計画を策定をするということになります。

それで、お手元の資料番号4をご覧くださいと思います。

この資料番号につきましては、まず、健全化判断比率、それから資金不足比率の概要ということで、まず1枚目の表と裏につきまして詳細が記されております。それで、3ページ目のところに行きまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律について」ということで、財政健全化法等の比率の内容につきまして、説明がされております。一番最後のページですけれども、財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営健全化のイメージということで、それぞれの1から4までの指標の、いわゆる財政健全化基準が（アルファ）、それから財政再生の基準が（ベータ）というような形の中で、これを超える基準、例えば先ほどもおっしゃいましたけれども、の数字が入っております実質公債費比率でありますれば、25%を超えれば早期健全化、それから35%を超えれば財政再生という計画を立てなければいけないと。この計画を立てますと、議会の議決をいただきまして、これを着実に実行していかなければならないという義務が発生してくると。そんな内容をこのところに記してあります。

それで、今回、数字が入っております実質公債費比率について、ちょっと簡単にご説明をしておきたいと思います。

まず、今回の比率につきましては、必ずこの下のところに標準財政規模というものが入っておりまして、これは標準財政規模と申しますのは、ごく単純に申しまして、税収それから普通交付税、それから譲与税等を加えたその自治体の標準的な財政規模を表しております。これに対して、その赤字等がどのくらいあるのか、それから公債費等がどのくらいあるのかという判断基準を新たな判断基準としてもっ

できているということでございます。

それで、3をご覧いただきたいと思いますが、実質公債費比率で標準的な財政規模に占める借金返済額の割合や数値が高いほど財政の悪化度が高い、平成18年度から地方債の発行が協議制に移行になり、導入された財政指標でございます。この数値が18%を超えると、地方債の発行に際し許可が必要になるということございまして、25%を超え35%を超えると、それぞれまたそれぞれの計画を立てていかなければならないということでございます。

そして、実質公債費比率の計算の計算式については、書いてあるとおりでございます。これちょっと細かく説明していきますと、また時間がかかりますので、ここは割愛させていただきまして、御代田町全体と負担金を支出している佐久広域連合、それから北佐久郡老人施設組合、浅麓環境施設組合等を含めた公債費、それから公債費へ充当された債務負担等から算定し、平成17年～19年の3カ年の平均で、10%となっているということで、10%になっておりますけれども、いままでは一般会計だけというような考え方、それから特別会計も含めてという考え方でしたけれども、いわゆる広域連合、それから一部事務組合等の公債費、これもすべて含まれるということになります。それで、実質公債費比率というものができているということでございます。

ということで、内容については以上ご報告させていただきました。よろしく願います。

○議長（内堀千恵子君） 以上で報告を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員より、財政健全化審査結果をご報告申し上げます。

なお、財政健全化審査意見書は、お手元の議案書55ページに添付してございます。一番最後のページになるかと思います。

私ども監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関



係書類を、慎重に審査いたしました。

まず、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか、また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政健全化審査を行いました。審査の結果は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも正確に算定されているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成19年度の御代田町の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておりません。したがって、標準財政規模との関係比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率ですが、当町では10%であります。基準比率は25%ですので、問題はないものと判断できます。さらに、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。将来負担比率は、算出されませんでした。基準比率は350%ですので、この面での問題もありません。

以上の結果、是正改善を要すると指摘すべき事項もございませんでした。ただいま申し上げました財政健全化審査意見は、財政健全化法第3条による監査委員2名の合議により決定したものでありますことを、念のため申し添え、報告を終わらせていただきます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第67号、及び議案第69号

から議案第90号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 日程第35 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」

(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第35 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願については、定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時08分